
令和4年 第1回 築上町議会定例会会議録 (第3日)

令和4年3月8日 (火曜日)

議事日程 (第3号)

令和4年3月8日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員 (12名)

1番 江本 守君	2番 吉原 秀樹君
3番 北代 恵君	4番 宗 晶子君
5番 丸山 年弘君	6番 池永 巖君
7番 鞆野 希昭君	8番 工藤 久司君
9番 武道 修司君	10番 池亀 豊君
12番 信田 博見君	14番 塩田 文男君

欠席議員 (2名)

11番 田村 兼光君	13番 田原 宗憲君
------------	------------

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 西田 哲幸君	課長補佐 横内 秀樹君
総務係長 城山 琴美君	

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	新川 久三君	副町長 ……………	八野 紘海君
教育長 ……………	久保ひろみ君	会計管理者兼会計課長 ……	石井 紫君
総務課長 ……………	元島 信一君	企画財政課長 ……………	椎野 満博君

まちづくり振興課長 …	桑野 智君	人権課長 ……………	樽本 知也君
税務課長 ……………	今富 義昭君	子育て・健康支援課長 …	吉川 千保君
保険福祉課長 ……………	種子 祐彦君	産業課長 ……………	鍛冶 孝広君
建設課長 ……………	神崎 秀一君	都市政策課長 ……………	首藤 裕幸君
上下水道課長 ……………	福田 記久君	住民生活課長 ……………	武道 博君
学校教育課長 ……………	野正 修司君	生涯学習課長 ……………	古市 照雄君

質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨
江本 守	1. 町長の今後4年間の町政について	①これからの4年間、保身にとらわれず思い切った町政が執行できると期待しているが、町長の考えは。また、公約については
	2. パートナーシップ制度及び選択的夫婦別姓制度について	①全国的に性的マイノリティーに理解を示す中、福岡市、古賀市、北九州市などがパートナーシップ制度を導入し、福岡県でも各自治体に対し、実態調査がされているはずだが、パートナーシップ制度の導入に対し町の考えは ②選択的夫婦別姓制度について町としてどのように考えるか
	3. 持続可能な社会への取り組みについて	①カーボンニュートラル、脱炭素社会へ向けて生ごみから発生するメタンガスを利用し発電に成功している自治体がある。本町でもいかがか ②農業従事者が安定した収入を得るためには補助制度の活用に必要な力があるかと考える。補助制度は多々あるが、職員は日々情報収集に努めているか
	4. 住民相談業務のA I（人口知能）の活用について	①職員の事務の効率化を図るために、窓口の問い合わせ業務にA Iを活用できないか
池永 巖	1. 就任後の町長の心情・町活性化等について	①5期目就任後の町長の心情について ②町活性化に向けて、今後新しい町行事・文化事業等の実施は ③職員の窓口対応について 研修は活かされているか
	2. コロナ禍における学校教育に及ぼす影響について	①若年層のコロナ感染者が増加する中での学校現場の現状（休校・学級閉鎖等）と対応 ②児童・生徒のICT教育、パソコン授業の現状は ③児童・生徒のオンライン授業を、対面授業と比較して効果及びメリット・デメリットは ④児童・生徒のコロナ禍での学業全体に及ぼす影響について、コロナ禍前と後での学力はどうか

質問者	質問事項	質問の要旨
	3. 教師の働き方改革等について	①近年の教師不足・教師の多忙が言われているが本町での現状は ②3名の英語講師の募集があったが、児童の英語授業の現状は ③昔は担任の先生が一部を除き全科目を教えていたが現在は ④教師の働き方改革等で、中学校の部活指導の現状は
	4. 児童・生徒、住民の安全について	①スクールバスでの通学児童・生徒の数は ②歩行通学児童・生徒の安全指導はされているか ③町設置の防犯カメラはあるのか ④学校現場における予期せぬ犯罪に対し、対策・対応は検討されているか
北代 恵	1. カーボンニュートラルの取り組みについて	①町の温室効果ガス削減目標は ②現在の町の取り組みは ③マイクロ水力発電を取り入れることはできないか
	2. 第2期築上町地域福祉計画について	①協議体の設置目的は ②協議体を通じて町が実現したいことは ③協議体の運営について
	3. 法人後見事業について	①町の現在の高齢化率は 10年後の試算は ②町の独居高齢者の人数は ③法人後見事業の導入について町の方針は ④中核機関の役割と位置付けは
信田 博見	1. 新川町政5期目について	①第一次産業の振興は ②空き家対策は ③人口減対策は ④学校について（新しい時代の学びの環境整備） ⑤築城支所の活用について（図書館） ⑥寂れ、限界集落化する山間地について ⑦椎田駅、築城駅裏について

質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨
宗 晶子	1. 町有地である湊1276-1と湊1279-1の農地一時転用申請について	<p>①12月議会では「申請にあたり県に相談した。」との答弁だったが、申請時点で「当該農地の表土を処分の上、し尿処理施設建設工事の残土で造成していた」事実を県に伝えていたのか</p> <p>②町農地に大きなコの字型の穴が空いているが、誰が何の目的で穴を開けたのか</p> <p>③町農地に大きな穴が空き、土がなくなり、町有財産が荒らされて、損害が発生しているが</p>
	2. 庁舎建設工事契約について	<p>①前回12月議会の一般質問「要求水準書の変更にともない契約から削減された設備があるので減額変更契約が必要なのでは」への答弁が、「削減もあれば増加もあるので結果として相殺して処理した」であった。それぞれの設備金額を積算等により明らかにした上で相殺処理すべきだが、文書は存在するのか</p> <p>②本事業は要求水準書の変更などにより契約内容が変更されているが、財務規則で必要とされている契約変更手続きが行われていないことは不適切だが</p>
	3. 小中一貫校などの施設整備や小規模校の存続及び教育大綱、小中一貫教育基本方針について	<p>①ハード面の小中一貫校などの施設整備・小規模校の存続、ソフト面の教育大綱・基本方針は、整合性のある取り組みになっているか</p> <p>②町民に将来の教育の長期見通しを理解してもらえるよう、教育長期計画を策定すべきでは</p>

午前10時00分開議

○議長（武道 修司君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 一般質問

○議長（武道 修司君） 日程第1、一般質問です。

一般質問は、9人の届出があり、本日の質問者は5人といたします。

ここで私のほうからお願いがあります。一般質問は通告制をとっていますので、通告に従って質問するようにお願いをいたします。

執行機関は、責任の持てる的確な答弁をお願いいたします。

発言される方は挙手をし、議長と呼んでください。議員の方は、答弁をする方の指名をしてください。

なお、答弁を行う者は、所属と氏名を告げて発言をしてください。

質問する方は、前の質問者席から行ってください。

議場内のモニターに残り時間が表示されます。残り時間が5分になりましたらブザーでお知らせをいたします。また、残り時間が1分になりますと、場内表示が秒数表示に変わりますのでよろしくをお願いいたします。

これより順番に発言を許します。

1番目に、**1番、江本守議員。**

○議員（1番 江本 守君） それでは、一般質問させていただきますが、初めに、町長、私の持ち時間の半分あげますので、ゆっくりと町長のこれからのことお話してください。

最初のテーマといたしまして、町長の今後の4年間の町政について。

今後4年間の町政、保身にとらわれずに思い切った町政ができると期待しておりますが、町長のお考えをお願いいたします。また、同時に公約についても。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） ただいまの質問でございますけれども、選挙の公約というか、私の所信演説みたいなもので、若干、開会日の御挨拶にはさせていただきましたけど、基本的には今4年間のという一つの質問でございますので、総合計画を今見直しをして3月11日に答申が出てくるというふうにこの前も説明いたしましたけど、基本は、この総合計画に基づいて町政を執行していくという形になろうかと思っております。

そういう形の中でも、総合計画と言っても実施計画までございますので、しかし、この実施計

画にないものも、今後は少しは骨子に合っておれば、この総合計画、いわゆる今世界的に話題になっておるSDGsという持続可能な社会を目指してという形になれば、炭酸ガスの放出量を少なくするとか脱炭素というふうな、あとの質問にも出ておりますけど、そういう方向でも町としては捉えていく必要があるのではなかろうかなと考えておるところでございます。

基本は、まずやっぱり町には財政があります。町財政というのは、一応目安は大体毎年立てながら行っておるわけでございますので、身の丈に合った施策、飛び抜けた施策はそんなに財政力指数が0.31というような形でございますので、そういう形の中で、国からも飛び離れた政策という形をすれば、地方交付税の特別交付税等々が、いわゆるもらえなくなるという形になりますし、ある程度、枠にはめられた形の財政運営になろうかと思えますけれど、これを見計らいながら町政をまずは1点、財政運営を起点にやっていかなければいけないと。

それと、公約でも心と体の健康を求めた生活の場づくりというふうなことで、心の健康というふうな形で、これは心的な心の健康、それから、病的な心の健康と二面性を持っておりますけれども、やはり非常に今、昔に比べれば非常に鬱病とか、そういう心的な皆さんが多くなっておる。

これももうちょっと何とかならないものだろうかということで、これは子どもの教育のときから、やはり大事になってくるのではなかろうかなということで、これは教育委員会、それと、社会教育部門とも一応共同で一緒に考えながら、少しでもこういう病を少なくしていこうと。

それから、病的という形になれば、心の病という、さっきも言ったような問題もございます。

もう一つは、やっぱり非行、子どもの非行、これもやっぱり心の健康でございますので、非行を極力少なくすると。これは、青少年育成会議と協働しながら、一体的になりながら、このような非行問題を少しでも少なくしていこうと、このような思いでおるわけでございます。

それから、体の健康というのは、これはもう当然、知ってのとおり、一応、病気の予防、それから、医者にかかったときは、それを手厚く保護していくと。現在でも障がい者医療は、3級まで町費で賄っておる状況でございます。

それと、あと子どもの医療費も初診料を除いて18歳まで一応、高校3年生まで町のほうで助成をしていっているという、これは堅持をしていかなければ。財源的には今国の防衛省から頂いておる米軍再編の交付金を一応これに充てさせていただいておりますし、これももう少し時限立法でございます。そして、時限立法が過ぎたら、今度これが防衛省の要綱という形で、若干その制度的にはその法律から要綱に変わっていったということで、ちょっと先行きが心配されるわけでございますけれど、これは、全国の基地再編の協議会を通じながら、交付金の存続を求めていくということで、これは今現在私も副会長しておりますので、そういう状況で財源確保はしていきながら、こういう一つの医療費あたりの存続をさせていきたいと、このように考えておるところでございます。

それから、あとは、先ほど申しましたように、防衛省のハード事業でございますけど、これも防衛省の補助を極力得ながらやっていくという対象事業であれば、もうとにかく防衛省補助事業、そしてあとは現在、これは財政的には少し恩恵を受けておりますけど過疎債を利用しながらの、いわゆる事業を補助裏として使っていくながら、極力町の一般財源を少なくしていく事業を一応見据えながらやっていくと、このような形で考えておるところでございます。

それからあと、安心して暮らせるまちづくりということも、これ公約のテーマにしております。そういう形の中で安心という形の中には、いわゆる安全、安心ということで、犯罪がない、それから、事故がない、そういう一つの安心、安全もございますし、それからあとは、生活の利便性、これも安心、安全に入るんじゃないかならうかなと思っておりますけれども、下水道事業も着々と今、本来ならもう少しピッチを上げたいわけでございますけれども、国の予算的な制約もございまして、今、椎田地区の下水道事業を行っておりますけど、あと5年ぐらいはかかるのではなからうかなと想定をしておるところでございます。

そしてまた、下水道地区の行っていない地域については、できればそのいろいろ自治会内のまとまったところがあれば、一応、戸別の合併浄化槽、これを共同で行っていくような形がとれば、これはこれで一番いいわけでございますし、そういうものを模索しながら、合併浄化槽、もう1件しかないところは1件の合併浄化槽、こういう形の、やはり生活の面でこの利便性。

それから、あと交通網もございます。これもずっと公約でしてございましたけれども、いわゆる今度の4月から若干交通体制変換して、タクシーを利用しながら、一部、コミュニティバスを廃止してデマンドタクシーというようなことで、今までの経過から乗車人員の少ないところはデマンドタクシー化と、こういう一つのもくろみをしている。

そして、できれば、今、山の上のほうから海のほうに向かっての路線が主でございまして、もう少し横の路線を充実していきたいというようなことで公約では有安から船迫まである程度循環できるようなバスもちょっと試みたいかなと、このように考えておると。

こういうことで、申せば切りがないわけでございますけれども、あとは子育ての教育という形の中では図書館、これも既に築城支所のほうに図書館を移転をしながら幅広く図書館事業を行っていくというふうなこと等々、一応これは私の基本方針としながら、一応、決まっておるところでございます。

それと、教育についても、新しい時代の学びの環境先導的開発事業ということで、一応、原案は今国のほうから委託を受けて、この件は現在もうある程度完成しておると思います。これを国のほうに提出して、国のほうからオーケーを頂いたら、これをできるだけ多くの皆さんに理解をしていただくような形での行動に移してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

それからあとは、福祉の充実というふうなことも考え、一応上げておるわけでございますけれども、社会福祉協議会、今二極化で事業を行っておるわけでございますけど、これを一極化してもう少し充実した福祉事業を求めてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

それから、移動販売、これも既に従前から検討しながら一応メタセのほうに一応委託をしながら行っていくというようなことでございます。

そういう形で、あと非常にまだ多々あるわけでございますけど、今コロナ禍の中で観光、文化、芸能、これも少し停滞しておるわけでございますけれども、いわゆる神楽、国の無形文化財に指定を全部、指定をされておりますので、その保存には極力力を入れて努めてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

そしてまた、町の宣言ということで、今非常にロシアがウクライナに侵攻しておるわけでございますけれども、核を使うというふうな脅しもしながら。だから、やはり今本町がしておる4つの宣言、非核宣言の町、それから、暴力追放の町、そして、男女共同参画の推進の町、そしてあとは、人権宣言の町と、4つの宣言を大事にしながら町政を進めていきたいと、このように考えておるところでございます。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） 江本議員。

○議員（**1番 江本 守君**） もういいですか。時間はたっぷりある。

それでは、全国的に性的マイノリティー及び選択的夫婦別姓制度について。

この夫婦別姓制度については、国会で審議決定されることはもうもちろん承知の上ですが、町長の考え方として聞きたいと思います。

パートナーシップ制度ちいうのは、もう本当に全国的に理解が示されている中、福岡県においても各自治体に向けて実態調査が行われたはずですが、この町のパートナーシップの導入に向けての考え方を聞きたいと思います。

○議長（**武道 修司君**） 新川町長。

○町長（**新川 久三君**） このパートナーシップということで、これも二面性があると思います。人権の問題、それから、もう一つは、一応社会の構築の問題というような形でございますけれども、流れとしては、このパートナーシップ、いわゆる同性間の一応共同生活と、これは認められてきております。これも法的に認められてきておるわけでございます。

本町においても、こういう形があれば、今後、認める方向で推進してまいりたいと、このように考えておるところで、県、それから、本県では古賀市が非常に先見的な形でこの制度を採用しておるようでございますし、古賀市のほうにも一応ちょっと話伺いに行きながらやってみたいかなと思っていると。あと担当から、補足があれば担当から補足をしてもらいます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 樽本人権課長。

○人権課長（樽本 知也君） 人権課、樽本でございます。

福岡県のパートナーシップ宣誓制度につきましては、令和4年の4月1日からの施行に向けて、2月14日に行われました市町村人権啓発担当者会議について制度の概要の説明がございました。

制度概要のポイントとしましては、県では性的少数者の方をはじめ、誰もが安心して生活し、たくさんの笑顔で暮らせる福岡県づくりを目指して、一定の要件を満たした県内居住者に対して、宣誓書の提出により受領証カードを発行するものであります。

説明においては、県の制度を利用することで市町村で独自に制度を導入した場合と同様の効果が得られると考えられており、現在、町営住宅等の入居の対応についてを所管課の紹介を行っているところでございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 江本議員。

○議員（1番 江本 守君） 今、こういう特に今マイノリティーの中でLGBTsですね。このSというのが、男の体を持っているけれども私は男ではない、女の体を持っているけれども女ではない。こういう基本的な考え方が社会的に認められてきているわけですが、ここで町長に問いたいんですが、菩薩如来というのは男としますか、女としますか。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 今まで男とも女とも考えたことございません。如来様ということで、本当に考えたことないですね。本当です。

○議長（武道 修司君） 江本議員。

○議員（1番 江本 守君） 実は、私も最近知ったことですが、もう本当古代宗教、仏教が我が国に伝わって以来、この時代においても今の時代で言うSという考え方があったんだと思います。男のように見えて男ではない、女のように見えて女ではない。世界平和と人は皆平等であるということを示しているように伺っております。

そういう中、とにかく今やっと世界的にこのSの存在、LGBTsの方々の苦しみが感じられるようになり、ごく最近こそ、そういうふうにも認められてきているわけですが、こういう方たちのためにも、ぜひともこの導入に向けた制度を設けてほしいと思います。

○議長（武道 修司君） 回答はいいですか。

○議員（1番 江本 守君） 回答は、さっき言ってくれたんかね、そういうふうに。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 一応、趣旨は理解をしておりますし、できれば古賀市あたりとちょっと

勉強に行って、私もはっきり理解をした上でこれを実施したいと、このように考えております。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） 江本議員。

○議員（**1番 江本 守君**） 古賀市が、今中心的に言われていますが、熊本市、それから、佐賀市、いわゆる福岡、古賀、北九州市もこういう方向に導入を受け入れております。

次に、夫婦別姓制度について、これももう国で決めることではありますけれども、現在、今年小学校に上がる実際の話ですが、いわゆる事実婚で生活している、お互いにお互いの姓をやっぱり大事にしたいという、一人っ子同士で夫婦になるケースが増えているわけですが、これも法律でどういうふうになるか、恐らくそういう方向に理解を示さざるを得ないんだとは思いますが、町長の考え方はいかがですかね。

○議長（**武道 修司君**） 新川町長。

○町長（**新川 久三君**） 夫婦同姓制度がいいのか、別姓、別にと。

外国では、ほとんどが別のございます。中国でも別で、そして、できた子どもは男の名を名乗るといふ形のございますけど、これはその国々によっていろんな文化等のございますし、それに基づいて別姓にしていいもの、しなくても、それは本人の自由じゃないかなと思っておりますんで、法整備ができれば、これはもう法務省の市町村で議論するよりも国のほうでちゃんとした形で見解を出していただきながら。

私も2つ姓を持っておりました。昔はそれで1つに、2つちいうかね。通称で呼ばれるのが多い。同級生から言われるのは、もとの旧姓を言われておりましたし、それはそれでどっちでもいいんじゃないかなと思っておりますし、そういうことで、もう今は親しんだ私の現在の名前の方が私はもうちょっと慣れてしまいましたんでいいんですが、それはあくまでも法整備をしていただきながら、それぞれが選択すると、こういう形の分が一番いいのではなかろうかなと思っております。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） 江本議員。

○議員（**1番 江本 守君**） じゃ次の質問に入りますが、持続可能な社会への取組みについて。

カーボンニュートラル、脱炭素化への考え方が進んでおりますが、四国の徳島市だったと思いますが、生ごみから発生するメタンガスを利用して発電する。これって、各ところどころに生ごみを投入するボックスを置いていて、そのメタンガスが発電するために電力を使うとかという形ではないと思うんですね。

こういう形で発電できて、市内の全世帯を賄うほどの電力の発電に成功していると聞いておりますが、こういうことに関しては、うちの町においても液肥センターがあり、いわゆる堆肥セン

ターがあるわけで、それを中心として、ところどころにこういうボックスを置いて、メタンガスを利用して発電するという考え方は持てませんか。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 一応、この方式、液肥センターでこの方式をすれば、いわゆる方式を変えなければいけないという好気性発酵と嫌気性発酵ということで。今築上町では、好気性発酵ということで、これが非常に、メンテについては非常に安価な形で維持管理ができる、メンテもほとんど要らないというふうな考え方から好機性発酵ということで液肥を作っておるわけでございます。

嫌気性発酵というのは、これは全て密封して、その中でガスを発生させて、そのガスを取っていくと。これは非常にやはり設備費も高くついて、あとのメンテ、管理費が高つくつくと。

これは、福岡県の南部の大木町は、生ごみとし尿を一緒にした形で行っておりますが、大木町のほうもその施設を設置するに当たっては、本町に何度も勉強に来られて、どうしようかという形で嫌気性発酵に。そして、ごみの収集をいわゆる植物残渣だけを集めてその中に入れるという形をとっております。

本町では、当初からそういう方針をとってなくて、好機性発酵ということで、し尿のみの発酵。

そして、当時、もうごみには全ていわゆる燃えるごみと燃えないごみと、それから、ガラス、缶という4種類の袋の分かれておりました、それと5種類か、黄色のいわゆる燃えないごみという形で、今は5種類ですね。燃えるごみが2種類。

そういう形で、いわゆる分別収集を行って、一時、生ごみをし尿の中に入れて、一応これも発酵させたらどうかという形で、ちょっとやってみようかという形になったんですけども、どうしてもRDFのほうが水分が要するというふうなことで、水分調整をその生ごみによってしたほうが非常に一応RDFつくるのに都合がいいというふうなことで断念したこともございます。

一応、相当前になりますけれども、生ごみを一緒に、収集については、こっちでそれをすればまたお金がかかるという状況になりますけど、今、もうせっかく定着しておる生ごみのいわゆる燃えるごみと一緒にのほうが、一応料金的には安価になるんじゃないかと形の中でも現在こういうふうにしております。

そういう形の中で、今、本当に脱炭素、いわゆるCO₂を減らそうという運動の中で、非常にこの問題が脚光を浴びてきておるわけでございます。

液肥についても、そういう形の中では、これは当初から脱炭素という形では、工場で肥料をつくるよりは、非常にCO₂を出さなくていいような方式で肥料化しておるわけでございますし、本来ならこのこともひとつ持続可能な社会と、SDGsという形の中で、もう30年前から取り

組んでおるといのが本町でございますけれども、そしてあと、この持続可能というか、カーボンニュートラルという形になれば、一時取組みをしておりました。いわゆる水田を油田にというふうなことで、一応、転作田を利用して多収米を栽培しながら、これでエタノールを作って、これを自動車の中に混入して、ガソリンに混入しながら、一応ガソリンの消費量を減そうと。そうすることによってガソリンは、油田はもう相当太古の植物が、一応腐食しながら油分がその分で現在の油になっておるといことなのです。

そして、植物燃料というのが、1年のいわゆるカーボンニュートラルです。1年草木を作って、そして、それを燃料に変えて、それを燃やせば、また、1年で植物がその炭酸ガスを吸って育つというふうな形の1年のカーボンニュートラル。

それが、木材になると30年、50年のカーボンニュートラルになるんじゃないだろうか。

そして、先ほど言ったように、いわゆる地下資源ですれば、もう数万年、それから、数百万年というふうな形でかかった地下エネルギーをするという、これがカーボンニュートラルをするには、やっぱり同じ時間かかってくる。

そうすることによって、原子力も同じですね。地球に眠っているのをやはりそれをわざわざ地中の中から掘り出して、それを核燃料として使っておるとい形になれば、それだけの時間、また、返すためには時間がかかるという一つのカーボンニュートラル。それから、いろんな形のエネルギーのニュートラルという形になろうと思う。本来なるわけですね。

1年で元のいわゆるCO₂濃度は変わらないという形になれば、1年生の植物を使つてのエネルギーというものを使いながら、いろんな形をやっていく。

そしてまた、一番いいのは太陽光ですね。これはもう永久的なカーボンニュートラルになるんじゃないかなと思っておりますけれども、そういうことで本来ならこういうカーボンニュートラル制度にするという形になれば、今ある程度このエタノールというのももう一回見直しをやりながら、本当にそれが一応国及びそれぞれの社会に認めていただけるような形の一つの理屈をつくり上げながら、それをもう一回再構築していくのも本町の一つのカーボンニュートラルの方法ではなかろうかなと。そうすることによって農業振興、それから、加工という形で工場立地も自分のところでできるというふうな形になりますし、それをガソリンというか、車の燃料だけじゃなくて、やはり電気をつくるための、いわゆるエネルギーという一つの考え方にしていきながら、やってもいいのではなかろうかと。

ちょうど今、油の値段がガソリンに170円、灯油にして120円ですか。非常に相当な高値に動いておりますし、今の価格であれば採算に合うというふうなことも若干私も考えてみたことあるんで、今後やっぱり専門機関等と相談しながら、こういう問題も一つ突き詰めていきたいかなと、このように考えておるところでございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 江本議員。

○議員（1番 江本 守君） 今、町長がお話されたことは、ある程度理解できるんですが、例えば、今うちの町でRDFの固形燃料作っているわけですけど、これ赤字出しながらの処理ですよ。だから、これももうそろそろ限界があるんじゃないか。だから、いろんな形で、やっぱり切り替えていく必要がある。

それから、今の農業に関しては、WCSという、いわゆる堆肥を利用して循環させるという、そういうふうなことで特に飼料米においては、いろんな補助があるというようなことで、大いにやっぱりこういうところにも理解してほしいと思います。

それから、次にこの農業従事者の安定した収入という観点において、いろんな補助の制度があるんですが、うちの町においては、築上、京築地区で一番遅れているんですね。情報は、もうネットからでもとれるわけですけども、つまりうちの町に、職員の中にそういう補助制度があることすら知らない。

これ別に怠慢ということで私言っているんじゃないくて、ここ2年間のコロナの対応に追われて、本来の業務にやっぱり十分対応できていないという、そういう問題があるわけで、ところがでも農業従事者ちいうのは、広く耕作放棄地を預かって、それで生活して事業を起こしているわけで、特に、私が知っている若い農業従事者は、去年の終わりに事業所、法人を立ち上げて、懸命にこの事業を安定させられるように今努力している最中ですけども、こういった農業従事者が、長く持続的にやっぱり農業が安心してできるためには、やっぱり自然相手のことで、いい年もあれば、悪い年もある。もう今年から米も1万2,000円を農協を通じて販売する場合は切るというようなことで、一生懸命おいしい米を作ろうとしても、米が高く売れない。だから、そういう飼料米という方向にシフトされていくところが増えていくんじゃないかと思うんですね。

特に、こういう若者の事業が安定すれば、たまたま障がい児を育成している兼ね合いもあって、将来安定すると中心に障がい者を雇用して、障がい者の将来の安心できる生活を確保するために自分は尽くしたいというような方針も伺っております。

この子だけじゃなく、こういう形で農業を広く預かっている人たちには責任もあるし、しかし、損をしながら何年も続けるちいうことは不可能です。いろんな補助をうまく国、県、実際あるわけです。ところが実際に申し込んだら、もう締め切っちゃったちいうことが多くて、私担当課の職員に、これおかしくないかというようなことで、いや、その時間が持たなくてということで、実は人口知能の、いわゆるAI化を導入できないか。もちろん初期費用はかかるわけですけども、大阪市が大成功しているんですね。この制度を取り入れて、職員はもう本来の業務に集中できると、すごい効率的な職務が執行できているということで、すごく評価されているというふう

に聞いております。

我が町においても、小さな町ではありますけれども、その中で一生懸命生きていく農業従事者を支えるためにも、より早いその情報をとって、そういう人たちにこういう補助があるよというものを一生懸命、やっぱり教えてほしいんですね。

制度そのものはネットでとれるんですけども、それがいつ締め切るかということまでは分からない。それから、補助の出るやり方ももちろん職員に指導してもらわんと分からんわけで、私は人工知能をうまく利用して、AI化して、その相談業務を全てAIにお任せして、本来の業務に職員が集中できるように努めていただきたいと。

できるできないはともかくも、極力情報を早く取って、そういう方々に補助の方法をお伝えいただくようお願いしておりますけれども、町長この点についてはいかがですかね。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 当然、国がいわゆる国から発信される情報、これはネットとか、いろいろな形で国からも一応こういうのができたよという形で本町にも送付されてきておるわけでございます。それを本町で、これを適用できるかできないか、それを判断しながら、関係者の皆さんにお知らせするというのは、これは大事なことでございますし、私もこんなのがあるがどうかということで、担当課には農業だけじゃございません。私が知ったときには、大体、それぞれの担当課のほうに一応冊子を見て、何とかならないかという話はしておるんですけど、なかなかやっぱりそうはいっていないというのが現実でございます。今後は、このそれぞれの担当課で、産業課だけに限りませんが、それぞれの担当課で、これは何とか築上町でいけるという線が出たときは、それを情報発信していくという形で行ってまいりたいと、このように考えております。

それから、先ほど1件だけちょっとRDFの関係で忘れておりましたけれども、RDFも、これかねてから考えておるんですけど、なかなか実現可能になっていないというのが、いわゆるRDFのいわゆる燃料を今あるセメント会社に一応これを委託しながら処理をしてもらう。相当、莫大な金を出して処理をしておるといふ現実がございます。このRDF施設を造ったときは、トン当たり1,000円で発電所に買ってもらうというふうな形ではございましたが、1,000円どころの、逆に払うのがそんなもんじゃないというふうなことで、10倍、20倍というふうな状況もございますので、それを何とか自己の燃料にしながら、そして、それを有意義に使って、最終的には一つの産業構築、いわゆるこれも6次産業化といいますか、燃料を作ったの6次産業化というのを目指すべきだろうということで、今後ちょっと4年間のうちにそういうものを一つちゃんとした方向性を出しながらRDFの固形燃料、これを処理してもらうんじゃなくて、これを利用してエネルギーに使いながら何とか本町の利益につながるような形に持っていきたい、このように考えておるところでございます。先ほどの国の補助等のいろんな情報、これを的確に一

応把握しながら、それぞれ生産者、それから、該当者の方にこういうのがあるがというお知らせを商工会、それから、J A、それから、普及センター等々を通じながら協議をしていくというふうな形で取り組んでまいりたいと思います。

あと、産業課長等々、補足があれば答弁をしてもらいます。

○議長（**武道 修司君**） いい、ないね。（「はい」と呼ぶ者あり）ないそうです。江本議員。

○議員（**1番 江本 守君**） 先ほどの若い者の話をしましたけども、私が以前一般質問でお願いした部分で、障がい者の就労についてもちょっと積極的にならんかと。もちろんハローワークという制度あるわけですけども、現実的ではないんですね。だから、私もこの子は事業が成功すれば、私が目的としている就労できる場所という、障がい者の就労できる場所が確保できる点では、大いに応援したいと思っております。

それから、町長が答えていない部分だけ答えてください。人工知能の活用についてはいかがですか。

○議長（**武道 修司君**） 新川町長。

○町長（**新川 久三君**） これもそれぞれ町の中でやる分は、それは当然取り組んでもいいと思うんです。あとそれぞれの生産者が行う、いわゆる人工知能を使いながらの産業というもの、これはやはり該当者が行っていただくということで、こういうものに補助事業があるという形になれば、これは外部になればJ A、それから、商工会の方々に相談しながらやっていくという形になろうと思えますけれど、そういうことで、当然役場の中の人工知能というのは、当然、推進していかなければいけないし、頑張ってまいりたいと、このように考えております。

そういうことで、一応、非常に多岐多様な社会情勢の中で、少しでも人間もやっぱり汗をかく仕事もしなきゃいかんだろうと思っておりますし、そういうことで、そうしないと機械に使われるような世の中になっても困ると、このように考えておりますので、人間と機械と一緒に仕事ができるような形態ができればいいかなと、このように考えております。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） 江本議員。

○議員（**1番 江本 守君**） よく分かりました。人工知能に関して、私農業だけのことを言ったわけじゃなくて、役場の職務全般、そういうものを活用すると、いろんな面でいいということをお申しただけで、一応、考え方の基本的な回答はしていただいたので、私の一般質問を終わります。

○議長（**武道 修司君**） お疲れさまでした。

.....

○議長（**武道 修司君**） それでは、ここで一旦休憩といたします。再開は10時55分からとい

たします。お疲れさまでした。

午前10時43分休憩

.....
午前10時55分再開

○議長（武道 修司君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問の続きです。2番目に6番、池永巖議員。池永議員。

○議員（6番 池永 巖君） 6番、池永巖です。

最初に、町長におかれましては、第5期目の町長就任おめでとうございます。今までは大変な新庁舎の建設も無事終わり、今後は小学校、中学校の統合問題、それから築城旧庁舎の図書館の問題、課題はるる待ち受けておるだろうと思います。町長はそれに対して頑張っていたきたいと思います。町のためにも、町民のためにもよろしく願います。

それでは、一般質問に入らせてもらいます。どうぞよろしくお願いします。

1番の就任後の町長の心情・町活性化等についてということですが、先ほどの江本議員の質問の中にも今後の町に対する町長の考えというような内容で町長のほうもるる説明がありましたので、私といたしましては町長が最初新聞の記事で思い切った事項というようなことで発言がっております。それで、今回の就任の中には、以前を振り返り、また現在進行中のことでもありましようけど、今後の内容もおありかと思いますが思い切ってやろうというような内容がこの場で発言できるようなことであれば、お聞きしたいと思います。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 思い切ってやるというようなことは特段ございませんが、基本は先ほど江本議員の質問でも申し上げたとおり、今総合計画の5年経ちましたので、第二次総合計画が5年経ちましたので見直しをやっておる。そして、3月11日に答申がくると。このやっぱり総合計画を1番柱にしなご行政を進めていくという形にしなければいけないと、このように考えております。そして、このような柱の中で基本計画もございすが、新たに柱を取ったような形であれば、これはこれで基本計画にはない1つの施策も当然柱に沿ったものであればやっていこうというふうな考え方でおるわけでございますし、全てがそういう100%この総合計画が実施できるものでもございせんし、ある程度取捨選択をしながらやっていかざるを得ないと。お金がなんぼあっても足りないという形になりますし、基本的には先ほど申したように、いわゆる町の財政をシタクしながらやっていくという形になろうかと思ひます。

それで、やっぱり心に新たな形でという気持ちでもありますし、それから町民の安心安全ということで昔から地震雷火事親父という、こういうことわざをございせんし。これらを緩和できるような形に持っていければなど。そうすることによって、我々としては火災が少なくなるような

状況。それから、大雨、台風、に対してのいわゆる対応。そして、今1番我々が苦慮しておるのが航空自衛隊の騒音ですね。雷じゃあございませんが、騒音。騒音というものに苦慮しておるが、これがなかなか私も就任してからなかなか国がいらんこととして、平成4年の10月確か二十何日か、以降の新築家屋がだめだということで、コンターも見直し、これは今道路1本、河川1本で地区、地区外というのが決められているんで、これを何とか柔軟な対応できないかという申し入れをしているが、これも断固として国の財政等々を理由に全く全国的な問題で変えようとしな

そして、宮崎県の新田原基地では、見直しをさせたが狭まってしまったという状況もございます。これも元に米軍の協議会を通じて全国的な問題という形で、ちょっと通じて、元に返させる一応事例がございますが。見直しをしたら、飛行機の騒音が前より少なくなっておるとい、これもそういう言い方あるんなら、じゃあ基準値を改めれというふうな言い方を僕らはやっていかざるを得ないかなとこのように考えておるところです。とにかくやかましいのはやかましいというようなことで。そういうことで、これを防衛省のほう、それから外務省に強く要望していかなきやいかんだろうと、このように考えておるところでございます。

そしてまた、道路というのを先ほど江本議員には触れませんでしたでしたが、道路がやはりそれぞれの足元道路ですかね、この道路においては地区計画ということで、それぞれ自治会からの提出があるいわゆる毎年度の計画、短期、中期、長期という形がありますが、基本的には道路というものは、改良すれば用地はつきものになりますし、基準に合った道路じゃないと防衛省の予算はつかないという形になりますので、一応4メートル以上という、有効幅員が4メートルという形になれば5メートルの道路が必要になります。そういう形の道路を拡幅する場合は用地。これも一応拡幅してほしいという希望があるんですけど、なかなか用地が非常にうまくいかないということで、ある程度この計画の中に用地の目鼻が立ったものをそれぞれ自治会には用地が立ったら計画をある程度上げていただきたいと。このような町からの話をしておるところでございますし。

そういうことで、道路も計画が立てばすぐに、用地交渉もスムーズにいくという形で了解を得られる道路であれば、すぐに思い立って、こういう状況でございますし。これが生活利便性の向上という1つの形にも触れるのではなかろうかなと思っておるところでございます。

それから、先ほど江本議員の質問にもだいぶ申し上げましたが、交通網、これもやはり交通手段を持たない、不便な方という形のために、ある程度公共施設を結ぶような、いわゆる横のラインの交通網の整備をしていきたいかなと。

教育は教育委員会と相談しながら、合意できるものは私は教育委員会で決定したものはある程度予算取りを頑張っていくと、こういう状況でございますし。

そういうことの中で、心情といってもなかなか心が新たにやるというふうな形しかなかろうかなと、このように考えておるところでございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 池永議員。

○議員（6番 池永 巖君） ありがとうございます。

また、町長は縮充という言葉が言われていますが、内容はよく分かります。それは大変重要なことだと思いますが。可能性のある内容については、あくまでも挑戦してってもらいたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、次に、2番目の町活性化に向けて、今後新しい町行事・文化事業等の実施について、この内容についてでございますが、現在このコロナ禍の中でこのようなことを言うのは、口憚られる思いですけど、いずれこのコロナも落ち着いてくるだろうと思い、質問させていただきます。

現状、コロナ禍でストレスを抱えた住民をコロナ禍が終結した暁には活気づかせていただくための何か施策が考えられるか。中では、今から考えてもらいたいわけですが、それについて御答弁をお願いします。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） このいわゆる新しい町の文化行事という形になれば、やっぱり非常に、今までの部分が全く、一応このコロナのために実施されていないということで、今まで中止にしたのは1番大きな文化行事と申しますか、T A Oの公演をコマーレのほうでもらっております。これも何回も来るようにしてはいたけど、やっぱりコロナでということで2回中止をいたしましたところでございます。それから、自衛隊の西部音楽隊、これも招聘も中止になったということで、基本的にはこういう中止になったところを非常にお願ひしておって、迷惑をかけておるといふことで、こういうものをまずは復活をして、絶対にこういう文化公演はやっていきたいなと思っておるところでございますし。

それとあと、今までずっと継続的にしてきよった神楽芸能祭。これについても、早く公演ができるようになればいいなと思っておるところでございますし、町としてもこの神楽、先ほど江本議員のときにも説明しましたがけれども、国の無形文化財に7つの神楽講が全て指定をされておりますし、これを1つ国の無形文化財ということキャッチフレーズに本町の神楽をちゃんと継続していただきながら、本町の1つの文化振興に役立ててほしいと考えておるところでございます。

そういうことで、図書館も、これも文化になろうかと思はれますけれども、本を読む機会をどんどん増やすような新しい企画というのはこれは大事になってこようと考えておりますので、今以上に図書館業務、新しくでき上ればこれを大きくPRしながら図書館事業の中でいろんなものを実行していきたいかなどこのように考えておるところでございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 池永議員。

○議員（6番 池永 巖君） ありがとうございます。

築上町にもちくじょう祭り、それから本庄の大楠コンサート、これは昨年で終わりになったと思うんですけど。それから、智恵の文殊様の武者行列。航空祭は一応別物と思いますが、いろいろ行事を行っています。私が思いますに、築上町の全地域を対象にできる行事、全地区から老若男女が参加できる行事、昔から地域に残るそういう行事を組み合わせ、年少者から高齢者までできる簡単な競技などをやり、見て楽しむ、競技をやって楽しむ、応援をして楽しむ、そんな1日がこの町の中でできたらというような私は思いをもっておるわけですが、こういう考えに対してお願いします。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 私もそれはやりたいんですけど、なかなか非常に難しい問題があります。

ちょうど合併したときに町民体育祭というものを2回ほどやりましたかね。3回目からはもうちょっと無理だという。というのも、体育推進員さんがそれぞれの自治会におりますけれども、なかなか選手が集まらないと。特に子どもの選手が集まらないというふうなことで、もうちょっとこれは無理だというような形で自治会長会の中でそういう結論が出されて、まあ自治会長さんがそう言うんなら仕方がないかなということで、それに切り替わって今のスポーツフェスタというのを体育の日の近い日曜日にやっておるわけでございますけれども。これでも全ての皆さんが参加できるような、お年寄りはお年寄りでゲートボールを、グランドゴルフの大会が自治会対抗と両方あるようになっておるようでございます、団体と個人。そういうことでございますけれども。子どもは子どもでスポーツ少年団を対象にという形にしておるんで。一般参加もできるような形が、これ一応実行委員会のほうがございますので、この実行委員会でそういう案を募集しながら、やっていくという方向性をやっていくという形しかなり得ないんじゃないかなと思っておるところでございます。

そういうことで、非常にやっぱりそういう全てを集めてやるというのは難しゅうございますし、それぞれの体育部会、スポーツ協会の、体育協会からスポーツ協会に名前が変わったわけでございますけれども、スポーツ協会の専門部のいわゆるそれぞれの事業であれば、若い者から年寄りまで集まってやるという状況もございますけれど、なかなか全体的な形では非常に困難な状況もあるということで、やるとすればスポーツフェスタの中である程度そのような1つ企画をしてやったらいかかなと思っておるのでございますので、ちょっとスポーツクラブ、それから体育推進委員会ですかね、そこの皆さん方の意見を聞きながらやっていきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） 池永議員。

○議員（**6番 池永 巖君**） ありがとうございます。検討よろしくお願ひいたします。

それから、現在、町の文化事業において、補助金の中でコマーレ、ソピア等の公の会場でやるような事業に対しては30万円の補助金が出ておると思いますが、例えば村の活性化、町の活性化のために公民館以外の場所、バックグラウンドのよいような場所を選んで、村等が行事をやる時、そういう行事に対しては補助金は出してもらえないのでしょうか。

○議長（**武道 修司君**） 古市生涯学習課長。

○生涯学習課長（**古市 照雄君**） 生涯学習課、古市です。

今、池永議員が言われた30万円というのはおそらく町民主権事業の件だと思います。こちらについては、基金事業で町内の町民が文化施設、コマーレだったり、ソピア公共施設を使って、日ごろの文化の成果を発表する場という位置づけで補助金を交付しております。今、コロナの影響もありまして、なかなかその事業ができないという状況にありますけれども、今いろいろやり方を運営委員会の中で幅広くいろんな人が参加できるようにということで毎回議論をされております。今後につきましても、いろいろな方が日ごろ文化活動をしている方が発表する場、披露できる場というのを提供していきたいと考えております。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） 池永議員。

○議員（**6番 池永 巖君**） ありがとうございます。よろしく検討のほどお願ひします。

それから、3番目、職員の窓口対応について研修は活かされておるかということで、これ住民よりの声がありまして、この件取り上げたわけですが。庁舎の新しくなり、住民の見る目も感じ方も違ってきているんじゃないかと思われませんが、それに対してお願ひします。

○議長（**武道 修司君**） 元島総務課長。

○総務課長（**元島 信一君**） 総務課、元島でございます。

職員の窓口の対応についての研修ですけれども、ここ数年はコロナ禍の関係等がありましてできておりませんが、従来職員の研修の一環として接遇研修というのを実施しております。民間の講師の方を招きまして、電話の対応や窓口等の対応についての研修を行っておりますけれども、ここ数年はできていないのが現状でございます。

また、新規採用職員については、福岡県の市町村の職員研修所というところに職員を派遣しておりますので、その中のプログラムの中で接遇研修というのが行われて、実施をしているところでございます。住民の方からお叱りのお言葉等の分に関しましては、町長、副町長に直接お電話がかかったり、総務課のほうにお電話がかかってくる場合がございます。その件につきましては、お叱りをいただいた分については担当課長のほうに総務課のほうから連絡をいたしまして指

導をしてもらっております。

また、それだけではなく、毎月行われております職員連絡会や月2回行われております課長等の会議の中で町長、副町長のほうからも注意を促していただいているところでございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 池永議員。

○議員（6番 池永 巖君） ありがとうございます。職員の指導、よろしく願いいたします。

それでは、2番目のコロナ禍における学校教育に及ぼす影響についてということに入ります。

①で若年層のコロナ感染者が増加する中での学校現場の現状（休校・学校閉鎖等）の対応についてということで、今回のオミクロン株は年齢の区別なしに感染があるようで、若年層の感染もだんだん聞かれます。ここ2年間、コロナの影響で学校現場、児童、生徒の学校教育における現在の状況について、お聞きしたいと思います。よろしく願いします。

○議長（武道 修司君） 野正学校教育課長。

○学校教育課長（野正 修司君） 学校教育課、野正でございます。

3学期、1月から2月での新型コロナ感染者の状況でございますが、小学校で32名、中学校で18名となっております。また、学級閉鎖を行ったクラスは小学校が8クラス、中学校が3クラスとなっております。これらの事象のほとんどが家族内感染……

○議長（武道 修司君） 課長、ちょっとマイクをこうやって手前に引いてください。

○学校教育課長（野正 修司君） これらの事象のほとんどが家族内感染となっております。

また、この新型コロナ感染による学級閉鎖や濃厚接触者となった場合等の出席停止には本年度初めより進めてまいりましたオンライン授業や指導により、子どもの学びの保障をしてきたところです。さらに感染対策指導も徹底し、特に自助力の向上に努めておるところでございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 池永議員。

○議員（6番 池永 巖君） 学校の状況はよく分かりました。ありがとうございます。これに関して、コロナの教育に及ぼす影響が大きなものということで新聞等の記事にもあるわけですが、本町の学校教育に対しての大なり小なりその影響があると思うわけですが、このコロナ禍で個人的な習熟の差も出ておるんじゃないかなろうかと思いますが、そういう内容に関して質問お願いします。

○議長（武道 修司君） 久保教育長。

○教育長（久保ひろみ君） 教育委員会の久保でございます。

池永議員の御質問の件でございます。個別にはいろいろ差は出ているかと思っておりますが、

私どもも令和2年度当初からこの学校の臨時休業というものがございまして、授業時数の不足、それから学習の進度の遅れなどが心配をしてきたところでございます。

しかしながら、本町におきましては、令和2年度でございますが、通常であれば夏季休業日であったところに、7月末から8月にかけてまして授業を行ったり、先生方の日常の努力によりまして授業時数の確保、それから学習進度に関しても遅れることがなく何とか進めることができてまいりました。その結果といたしまして本年度、令和3年度の全国学力学習状況調査の結果、小学校では国語、算数とも県平均全国平均を上回ることができました。中学校におきまして、国語、数学とも県平均、全国平均にあと一步届きませんでしたけれども、その差は年々縮まってきているところでございます。

このように、コロナ禍ではございますけれども、小学校、中学校、先生方、そして子どもたちの頑張りにより、年々学力は向上してきている状況でございます。

本年度におきまして、オミクロン株の感染が拡大いたしまして、先ほど課長のほうから報告させてもらいまして、各学校におきましては出席停止、それから学年閉鎖等の措置を行ってきたところでございますが、児童生徒の学びを止めないということを念頭におきまして、情報端末、タブレットですね、タブレットを効果的に活用したオンライン授業、それから学習課題等をやり取りするなどして、児童生徒の学力補助に現在努めているところでございます。

また、あと後ほどICTそれぞれにつきましてまたあればお答えをさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 池永議員。

○議員（6番 池永 巖君） ありがとうございます。

それで、2番目に児童生徒のICT教育・パソコン授業の現状についてお聞きしたいと思えます。

○議長（武道 修司君） 野正学校教育課長。

○学校教育課長（野正 修司君） 学校教育課長、野正でございます。

文部科学省ではSociety 5.0時代を生きる全ての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するためにはICTの積極的な活用が不可欠との観点からGIGAスクール構想を推進しております。築上町におきましても、平成27年度から町内小中学校の全学級に大型提示装置や実物投影機、デジタル教科書といったICT機器を県内でも最も早く導入しており、令和3年3月にはドリルソフトを入れた1人1台の情報端末、タブレットでございます、こちらの貸与を実現しております。

また、このタブレットの持ち帰りができるように、専用バッグと充電器を配付しているところ

です。

授業におきましては、小学校1年生から写真撮影や表現活動、情報検索、さらにはドリル学習にと活用しており、文房具のように日常的に使うことを目指して取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） 池永議員。

○議員（**6番 池永 巖君**） 内容は分かりました。ありがとうございました。

それから3番目の児童生徒のオンライン授業をやられてと思いますが、対面授業と比較してその効果及びメリット、デメリット、そういう内容についてお聞きしたいと思います。

○議長（**武道 修司君**） 野正学校教育課長。

○学校教育課長（**野正 修司君**） 学校教育課、野正でございます。

メリットとしましては、感染防止のため学級閉鎖のように一定の期間やむを得ず学校に登校できない場合などには、家庭学習用に持ち帰っている情報端末を使ってオンラインによる朝の会や健康観察で会話する機会を確保しています。また、情報端末に学習課題等を配信することで自宅学習ができるようにしております。さらに、同時双方向型のウェブ会議システムを活用して、自宅等でも学校にいるときと同じように学習指導を行い、登校できなくても児童生徒のコミュニケーションを絶やさず学びを止めないようにしております。

デメリットとしましては、生活科のように野外に出たの動植物の観察などの実体験や体育における集団で行うゲームなどの活動ができないこと。休み時間や昼休みなどに子ども同士の自由なコミュニケーションや体のふれあいの場がないことなどが挙げられます。また、画面を長時間見ることによる目の疲労が考えられます。このため、画面視聴の時間を2、3時間程度とし、長時間にならないように指導を行っているところでございます。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） 池永議員。

○議員（**6番 池永 巖君**） ありがとうございます。

それから4番目について、児童生徒のコロナ禍での学業全体に及ぼす影響についてということで、コロナ禍に入る前とコロナ禍になって今までの現状で見て学力の伸びとそういう内容について質問いたします。よろしくをお願いします。

○議長（**武道 修司君**） 久保教育長。

○教育長（**久保ひろみ君**） 教育委員会の久保でございます。

議員御質問の件でございます。本当に先ほど申しましたように、私どももこのコロナ禍ということで子どもたちの学力については大変心配をしていたところでございます。また、結果といた

しましては、全国学力学習状況調査の結果は今向上しているということで、ちょっとひと安心はしておりますが、やはり個々、1人1人の児童生徒の実態というものをしっかりと把握して、その実態に応じた適切な指導をして、その子1人1人のよさを伸ばしていくように今後努めていかなければならないと思っております。課長も申しましたけれども、やはりコロナ禍でできないこと、実体験ができない等々の課題がございます。しかしながら、これからコロナ禍明けていくと思われまますので、実体験、そういうものをこれから大切にしながら子どもの力を伸ばしていく教育を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 池永議員。

○議員（6番 池永 巖君） ありがとうございます。

それでは、次に3番目の教師の働き方改革についてということで質問させていただきます。

1番、近年の教師不足、教師の多忙が言われている本町での現状はということで、この内容については新聞等でいろいろ書かれております。話せばいろいろあるわけですが、その中で自治体もこの教員不足に対しては対応しておるみたいですが、希望者が減少の傾向にあり、原因は新たな仕事の多忙さのマイナスイメージが若い世代中心に広がっておるということです。これからは保護者対応から、それから教師の保護者対応からもろもろの学校問題を教員1人に負わせるのではなく、学校がチームとして向き合う体制の拡充が必要であると、中学の部活動指導も地元人材を活用することも積極的に進めてほしい、免許を持たない社会人に教壇に立てる特別免許状制度などの登用などで人材確保も必要であるということから、このような現状から現代の教師資格の更新試験が廃止されたということもありませんが、また、教師の採用試験を、これ佐賀県だと思いますが、年に2回やるという県も出ておる、そういう状況です。教師に関しては魅力のある職業ではありながら、その多忙のゆえに敬遠する人が増えているというような現状でございます。

ところで、我が町の学校現場の現状について知りたいわけですが、よろしく願います。

○議長（武道 修司君） 野正学校教育課長。

○学校教育課長（野正 修司君） 学校教育課の野正でございます。

教職員の配置につきましては、国の基準に従って県のほうで配置いたします。町でも特別支援学級や英語教育等の支援を行うための講師等を会計年度任用職員として雇用しています。

また、小中学校における働き方改革にかかる指針や部活動のあり方に関する指針を定めて、働き方改革に努めております。具体的には、夏期、冬期の学校閉庁日の設定、定時退校日の設定、ストレスチェックの導入、統合型校務支援システムの導入等を行っているところです。また、4月からは業務時間外電話の音声応答装置を紹介する予定としております。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 池永議員。

○議員（6番 池永 巖君） ありがとうございます。

これはちょっと前のことですが、築上町では3名の英語教師の募集があったみたいですが、思い通りの募集があったのでしょうか。

○議長（武道 修司君） 野正学校教育課長。

○学校教育課長（野正 修司君） 学校教育課、野正でございます。

小学校の英語授業の現状でございます。小学校5、6年生は外国語科として年間70時間、3、4年生は外国語活動として年間35時間、1、2年生も年間数時間程度授業を行っております。

また、町で3名の英語講師を会計年度任用職員として雇用しております。担任を中心として一緒に指導を行ってもらっているところです。

さらに、子どもたちが授業で学んだ英語を使ってネイティブスピーカーと直接コミュニケーションを図る機会を作るために本町の国際交流員であるリアンさんや京築教育事務所外国語指導助手を計画的に招聘し、協力を得ているところです。

3、4年の外国語活動では、外国語でのコミュニケーションを図る措置となる資質、能力を育てるために国より配付されている教材を使用して、挨拶や日常生活等の身近な話題について外国語を使って聞いたり、話したりする活動を行っております。

5、6年の外国語科では、3、4年での学習を基に、教科書の題材に基づき外国語を使って聞いたり話したりする活動に加え、新たに外国語を読んだり書いたりする活動を統合的に行うことを通してコミュニケーションを図る基礎となる資質能力を育てているところでございます。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 池永議員。

○議員（6番 池永 巖君） ありがとうございます。

それでは、次に3番目の昔は担任の先生が一部を除き、全科目を教えていたと思いますが、近年、特任科目というか特別な科目が担任以外の先生が教えている、そういう科目がだんだん出てきているんじゃないかと思いますが、その件に関してお願いします。

○議長（武道 修司君） 久保教育長。

○教育長（久保ひろみ君） 教育委員会の久保でございます。

議員御質問の現在小学校においては、現在でも基本的に学級担任が全教科について指導することとなっておりますけれども、これまでも音楽が得意な先生とか体育が得意な先生というような先生もおられて、担任の間で授業交換を行ったり、加配教員、指導方法工夫改善の教員などによる特定教科での専科指導が行われたりすることもございました。

ただ、今小学校においては、生活科とか総合的な学習の時間、外国語科といった教科が新設さ

れまして、さらに、プログラミング教育やキャリア教育など教科横断的な学習内容を実施しなければならないといった負担増の状況でございます。このような状況の中で、国といたしましては、来年度から小学校における授業の質の向上と理解、定着度の向上、それから小中学校の円滑な接続、多面的な児童理解のために小学校高学年における教科担任制を段階的に実施するというふうに言っております。

本町といたしましては、今後はこういう教科担任制のよさとこれまでの学級担任制、いわゆる子どもたち1人1人を担任が見ていくということですね。それぞれのよさを最大限に生かした形で運用ができるようにしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 池永議員。

○議員（6番 池永 巖君） ありがとうございます。

ただいまの内容は町内小学校たくさんあるんですけど、町内の全ての学校で同じように行われておるということではないんですね。それぞれの学校の特徴というか、内容でそういう授業をやっていくということですね。

○議長（武道 修司君） 久保教育長。

○教育長（久保ひろみ君） 議員御指摘のように、学校も中規模から小規模とございますので、学校の中の先生の配置、人数等にもよりますので、全て一緒というわけではございませんけれども、それぞれの学校の特色を生かした形で取組みをしております。例えば、小さい学校で複式学級であれば、一部は教科を専科制にするとかいうような取組みも行っておりますし、大きな学校でありましたら大きなクラスを2つに分けて習熟度に合わせて指導するというような取組みをしているところでございます。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 池永議員。

○議員（6番 池永 巖君） ありがとうございます。

それでは、4番、教師の働き方改革で、中学校の部活動の指導の現状についてお聞きしたいと思います。これも教師の働き方改革ということでいろいろ言われていますが、放課後生徒の部活動に対する指導に関して、町内の中学校はどのような現状でしょうか。

○議長（武道 修司君） 野正学校教育課長。

○学校教育課長（野正 修司君） 学校教育課、野正でございます。

中学校の部活動の現状でございますが、部活動のあり方に関する指針を定め、1日の活動時間や平日1日、土日のうち1日の休養日の設定を行っております。また、外部指導者を委嘱し、部活動顧問教諭の負担軽減を図っているところでございます。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 池永議員。

○議員（6番 池永 巖君） ありがとうございます。

それでは、4番目のこの部活動の関係になりますけど、最近の新聞記事で、北九州市の私立中学校で自分の学校には目的の部活がないから近隣の学校の部活の部員に入りたい。これは連携部活動というような呼び名と思いますが、この件に関する市議会議員の一般質問で市の教育委員会は導入の方針ということで、両校の校長の許可があればオーケーというような内容になっておるみたいです。

また、いろいろな運動競技に卓越した町民にお願いして指導するというような方法も言われておりますが。また、特殊な部活では休日に競技に長けた人に協力してもらおうというような方向を現在検討されているみたいですが、部活の内容について、学校は学校であろうかと思いますが、築城中、椎田中の内容において、ちょっとそういうことに関してお聞きしたいんですが。

○議長（武道 修司君） 野正学校教育課長。

○学校教育課長（野正 修司君） 学校教育課、野正でございます。

築城中、椎田中におきましては、児童数や生徒数の減少により合同でのチームを編成している部もあります。また、学校に自分のやりたい部活がない場合は、指定校変更ということや区域外就学ということも教育委員会は認めておりますので、その辺の手続きも可能となっております。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 池永議員。

○議員（6番 池永 巖君） ありがとうございます。教育行政について、よろしく頑張ってくださいと思います。

それでは、4番目に入ります。児童・生徒、住民の安全についてでございます。

1番目にスクールバスの通学児童・生徒の数はということで、現代学校の統合というものがあって、遠方からの通学者はスクールバスを利用していると思いますが、この築上町内においてスクールバスを利用している児童生徒はどのくらいおられるのかお聞きしたいと思います。

○議長（武道 修司君） 野正学校教育課長。

○学校教育課長（野正 修司君） 学校教育課、野正でございます。令和3年度のスクールバスでの中学児童生徒の数でございます。葛城小学校で11名、築城小学校で39名、築城中学校で22名となっております。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 池永議員。

○議員（6番 池永 巖君） ありがとうございます。このスクールバスの送迎に関わる内容

で、今までトラブルと言ったらいろいろありましようけど、そういう内容についてはなかったのかをお願いします。

○議長（武道 修司君） 野正学校教育課長。

○学校教育課長（野正 修司君） 学校教育課、野正でございます。

トラブルといいますか、大きいトラブルというのは特にはないと把握しておりますけれども、時々、運転手の運転のマナーがちょっとよろしくないのではないかという投稿など、そういうことは何件かあった記憶がございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 池永議員。

○議員（6番 池永 巖君） スクールバスが朝は1回だろうと思うんです。帰りは私が時々見た感じでは、2回、帰って来ておるのかなというような感じも受けたんですが、そのところちょっとお聞きしたいと思うんですけど。ちょっと村でこういう話があったんで言いますけど、決められた時間に迎えに行ったけど、自分の子どもが降りてこなかったというようなことで、そういう場合はもう学校にお願いしてするというようなことで電話をかけた。自分はお婆ちゃんやからね。迎えにいつも行っているんでしょう。行ったけど来てなかった。帰るときは何か田舎ですから、バスの乗り場から自宅までかなり距離もあるし、上がり下がりがあって、姿が見えないところもあるので、なんか1人で歩いて帰ったから心配やったとか、そういう話もちょっと聞きましたんで、時間が規定どおり守られているのか。守れないときもありましようけど、そういう内容についてちょっと。

○議長（武道 修司君） 野正学校教育課長。

○学校教育課長（野正 修司君） 野正でございます。帰りのバスの時刻の件でございますが、たまには時間が変わることもあるかと思しますので、その辺は。変わる場合につきましては、保護者のほうへ必ずきちんと連絡するように学校のほうにもお話をしたいと思います。

以上です。

○議長（武道 修司君） 池永議員。

○議員（6番 池永 巖君） 次に移ります。

2番目の歩行通学児童、それから生徒の安全指導は定期的にされているのか。歩行通学児童については学校までの距離によってバスが利用できるとかできないとか、そういう決まりになっておるのか。また、生徒の安全指導については、定期的に行われているのでしょうか。お願いします。

○議長（武道 修司君） 野正学校教育課長。

○学校教育課長（野正 修司君） 学校教育課、野正でございます。

バスに乗れる、乗れないの地域につきましては、設定をしております。基本的には統合を学校、しておりますので、統合した区域のお子さんは乗車できるというのが基本になっていると思います。

それと、安全指導でございます。小学校では毎年度初めに通学時の安全指導を行っておりますし、コミュニティスクール等で地域の見守り活動も行ってもらっているところでございます。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 池永議員。

○議員（6番 池永 巖君） ありがとうございます。

それから、3番目の町設置の防犯カメラはあるのかということでございますが、これは費用対効果という関係もあり、どこでもというわけにはいかないと思いますが、その設置等の件で話せる範囲内で説明を聞きたいと思います。

○議長（武道 修司君） 野正学校教育課長。

○学校教育課長（野正 修司君） 学校教育課、野正でございます。

防犯カメラの学校の設置状況でございますが、各学校によって設置台数が若干異なるんですが、最低でも3台以上は設置している状況でございます。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 池永議員。

○議員（6番 池永 巖君） ありがとうございます。

最近住民の安全と安心というか、こういう内容でいろいろな事件が起こっておりますが、防犯カメラが大変警察の捜査に役立っているような状況がございます。よろしくお願ひします。

それでは、4番目の学校現場における予期せぬ犯罪に対し、対策、対応は検討されているかについてですが、最近の犯罪はいろいろでいつどこでどのような犯罪が起こるか、遭うか分からない世情であり、そういう意味合いから特に学校現場においては注意を払ってもらわなければならないと思います。過去に大阪の池田小学校というところで起こった大事件、あれから20年経つということですが、そのとき生徒が8人死亡、教師が2人、それから生徒12人が負傷されております。当時の校長先生、それから職員の方の多くは何が起こっているかも分からないというようなことで対応ができなかったと言われていたようですが、このような予期せぬ犯罪に対して、その対策、対応は日ごろに検討されておるのでしょうか。よろしくお願ひします。

○議長（武道 修司君） 野正学校教育課長。

○学校教育課長（野正 修司君） 学校教育課、野正でございます。

犯罪対策でございますが、各学校の門扉は原則閉めております。また、全学校にさすまたを配備しております。学校によっては警棒や催涙スプレーを用意しているところもございます。

また、警察官を招いての非常時の研修も行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（**武道 修司君**） 池永議員。

○議員（**6番 池永 巖君**） ありがとうございます。

学校現場の安全に対する対応は十分によろしく願いいたします。

それから、1つ、最後にこの内容にはなかったわけですけど、築城小学校の体育館の現状が大変荒れておるということで、一度見てもらいたいというような要望がございましたので、よろしく願います。

これで私の質問を終わらせてもらいます。ありがとうございます。

○議長（**武道 修司君**） お疲れさまでした。

.....

○議長（**武道 修司君**） それでは、これで午前中の質問を終わります。再開は午後1時からいたします。お疲れさまでした。

午前11時45分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（**武道 修司君**） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中の続きです。一般質問です。

次に、3番目に、**3番、北代恵議員。**北代議員。

○議員（**3番 北代 恵君**） 3番、北代恵です。通告どおりに質問させていただきます。

早速、質問に入らせていただきます。

まず最初に、カーボンニュートラルの取組みについて質問させていただきます。

2015年12月にフランス・パリで開催されたCOP21、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議では、世界約200か国が合意して、パリ協定が成立しました。これは、1997年に定まった京都議定書の後を継ぐ、国際社会全体で温暖化対策を進めていくための礎となる条約です。パリ協定には主要排出国を含む多くの国が参加し、締結国だけで、世界の温室効果ガス排出量の約86%、159か国の地域をカバーするものとなっております。

パリ協定では、世界の平均気温上昇を、産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をすること。そのため、できる限り早く、世界の温室効果ガス排出量をピークアウトし、21世紀後半には温室効果ガス排出量と森林などによる吸収量のバランスを取ることが、世界共通の目標として掲げられております。

我が国も、批准手続を得て、パリ協定の締結国となっております。日本では、中期目標として、

2030年の温室効果ガスの排出量を2013年の水準より26%削減することが目標として定められました。

そして、2020年10月26日、第203回臨時国会の所信表明演説において、菅義偉内閣総理大臣は、2050年までに国内の温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするという、カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言されました。

これを受けて、2050年カーボンニュートラルを基本理念として位置づける地球温暖化対策推進法の一部改正案が、令和3年5月に成立することとなりました。

近年、国内外で様々な気象災害が発生しています。例えば、気候変動に伴う豪雨災害や猛暑などによる甚大な気象災害については、皆様も御承知のことと思われまます。豪雨の例一つを取ってみても、農林水産業、人々の健康、産業や経済活動への影響などは計り知れないものと考えられます。こうした状況は、もはや、単なる気候変動と終わらせるべきものではなく、私たち人類や生物の生存基盤を揺るがす「気候危機」とも言われております。

こういった現在の状況を踏まえ、10年後、20年後の未来に、私たちの次の世代へ、どのような地球を残していけるのか、今こそ一人一人が考えなければなりません。至極当たり前で、つい忘れてしまいがちですが、私たち人間の豊かな生活というものは、地球という恵まれた環境があつてこそ、成り立つものだと考えます。

そこで、質問です。

今申し上げた世界の状況、日本国内の目標などを踏まえ、2050年カーボンニュートラルを実現するために、町の温室効果ガス削減目標はどのくらいなのでしょう。

また、築上町では、カーボンニュートラルの取組みは現在どのように進めているのでしょうか、教えてください。

○議長（**武道 修司君**） 武道住民生活課長。

○住民生活課長（**武道 博君**） 住民生活課の武道でございます。ただいまの北代議員の質問にお答えさせていただきます。

地球温暖化対策の定義といたしましては、温室効果ガスの排出量の削減、吸収作用の保全・強化、その他の国際的に協力して地域温暖化の防止を図ることの施策であります。

築上町では、2010年に第1次築上町地球温暖化対策実行計画を作成しております。計画期間は2010年から2014年までとし、目標年度については2014年としております。

また、対象範囲といたしましては、本町が行う全ての事務・事業とし、出先機関を含めた全ての組織及び施設を対象としております。

また、対象とする温室効果ガスは二酸化炭素とし、削減目標としては、平成19年を基準年とし平成26年までに5%削減をすることを目指しておりました。

その取組みといたしましては、太陽光発電等の再エネルギーの積極的な導入、施設整備の改善、LED照明の買換え等、また公用車の更新時にはハイブリッドカーの導入を行っております。また、電気の関係につきましては、昼休みの消灯等の節電に努めているところでございます。

2018年には、改正版として、地球温暖化対策の実行計画の素案を作成しております。その中では、削減目標といたしましては、2017年度を基準年度とし、計画期間から開始の5年後である2022年度の温室効果ガス排出量を10%削減することを目指す内容となっております。

昨年のですね、12月なんですけど、ちょっと話はそれなんですけど、北九州の都市圏における各市町村と連携して、国が掲げる脱炭素社会に向けての脱炭素の先行地域として環境省のほうに共同申請している状況であります。また、この内容については12月の課長会議でも、事業の概要等には説明行っておりまして、特に施設管理をしている課にはまた協力依頼をする形でもお願いしております。

そして、来年度ですけど、築上町の地球温暖化対策の実行委員会、実行計画についても、国の法律改正と整合性図りながら、また本町の現状を整理しながら、見直しをするようにしております。

以上でございます。

○議長（**武道 修司君**） 北代議員。

○議員（**3番 北代 恵君**） ありがとうございます。

今おっしゃっていただいたのは、2017年度を基準年度として2022年度までに二酸化炭素を10%削減することを目標としていたということで、2022年度ですから今年、その数字が出るという認識でよろしいでしょうか。

○議長（**武道 修司君**） 武道住民生活課長。

○住民生活課長（**武道 博君**） 住民生活課の武道でございます。

すみません、この計画がですね、2018年の平成30年の原案でちょっと止まっている段階なんですけど、内容的には議員のおっしゃられるとおりでございます。

以上でございます。

○議長（**武道 修司君**） 北代議員。

○議員（**3番 北代 恵君**） ありがとうございます。

具体的な数字を伺いたかったんですが、その2017年度、17年を基準値として、今年その目標、10%削減を目標にしているということなんですけど、それが具体的にどうなったのかというのをまた改めて聞かせていただきたいと思います。

令和4年度の国の当初予算、今年ですね——の当初予算では、エネルギー対策特別会計として

1,656億円の予算案が国会で提出されております。交付金により、脱炭素先行地域等に取り組む地方公共団体には、国からの支援が受けられることになりそうです。この情報は御存じでしょうか。何かもし新しい情報がありましたら、教えていただければと思います。

○議長（**武道 修司君**） 武道住民生活課長。

○住民生活課長（**武道 博君**） 住民生活課の武道でございます。

議員のおっしゃられるとおり、今回、築上町も、脱炭素社会の実現に向けての共同申請を行っております。また、それで採択等を受ければ、省エネ対策、またそれを含めた設備等のいろいろな補助メニューはあるということは伺っております。

以上でございます。

○議長（**武道 修司君**） 北代議員。

○議員（**3番 北代 恵君**） ありがとうございます。共同申請をされているということで、ぜひ、よろしく願いいたします。

環境省が設置している、「脱炭素ポータル」というサイトがあります。この中では、国民の皆様へ、企業の皆様へ、地方自治体の皆様へなど、それぞれ個別のメッセージや情報を配信しているサイトとなっております。私たち一人一人にも当然、普段の生活の中でできることがあります。地方自治体、つまり築上町としても、できることから始めていかなければならないと考えております。

この世の中の流れをくみ、様々な企業が、地方自治体と協力しながら、カーボンニュートラルを実現する取組みをされております。

ESG投資という言葉聞いたことがありますでしょうか。ESG投資というのは、「環境」、「社会」、「ガバナンス」の頭文字を取ってつけられた言葉です。気候変動問題や人権問題など、世界的な課題に配慮した、長期的成長を掲げる企業への投資。簡単に言うと、ESGに配慮した企業に対して投資を行うこと、これをESG投資といいます。

このESG投資は、今、世界的に注目されており、2020年の世界の投資額は3,500兆円だったそうです。この数字は、世界の投資額の約3分の1を占めている計算になります。

ちなみに、2019年の日本国内でのESG投資は336兆円。欧米でも、イーロン・マスク率いるテスラなどの会社に代表されるように、環境技術系のスタートアップや企業に高い市場価値がついているそうです。これらのことから、資本市場は今後、グリーンビジネスが主流となっていくのではないかと予想されております。ぜひ、町としても、さらに充実した取組みを行っていただきたいと考えております。

自治体の負担が少なく、すぐに始められるエネルギーの創造方法として、マイクロ水力発電などがあります。水道施設に設置することで安定的にエネルギーを生み出すことができ、今まで無

駄にしていた水力というエネルギーを利用できるので、再生可能エネルギーです。

マイクロ水力発電を設置してみたいかでしょうか。その点についてのお考えをお聞かせください。

○議長（武道 修司君） 武道住民生活課長。

○住民生活課長（武道 博君） 住民生活課の武道でございます。

貴重な御意見、ありがとうございます。

本町におきましても、農村地域で、地域資源が豊富に存在しております。農業用水路等を利用した小水力発電の取組みは、いわゆるこの既存の社会資本ストックの有効利用を考えると、意義があると思われれます。

私のほうで調べさせていただきましたが、福岡県の朝倉市のほうで、河川や農業用水を利用した小水力発電を行っていると聞いております。また、西日本工業大学でも公開実験等を行っております。

今後は、マイクロ水力発電についてはですね、今、現時点は特に計画はないんですけど、それに関わる設置工事の費用とか発電装置そのものに係る費用、また周辺の生態系への影響、またあるいは設置後の維持管理とかですね、その辺を整理して検討させていただきます。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 北代議員。

○議員（3番 北代 恵君） 調べていただいて、ありがとうございます。比較的、自治体の負担が少なく導入できるものとして、今話題を集めているものだと伺っております。ぜひ、御検討をよろしくお願いいたします。

続いての質問に参ります。——あ、はい。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 小水力ですね、これは我が町でも一応実験をしています。西工大の研究プロジェクトチームと、小原の、お宮のところの水路から——水路に、井堰が通る水路がございますが、この水路から発電機を回して、そして電気を起こしてということで、ちょっとまだ、ちょっともう研究の余地が要るということだったんで、しておりますが、今後やっぱり西工大と提携しながら、そういう水力発電、そういうものは一応今後、課題ではございますんでですね、ぜひやっていきたいなど。

それと、もう一つは、ちょうど江本議員のときにもRDFの話しましたが、これも域内の資源利用というようなことで、ここで燃料で発電をしながら域内の電気を賄い、そして、その出た灰をですね、ある程度、これをタイル化して、町道とか、その舗道のタイルにしながら、そういう有効利用していく構想を前から持っておりました。ぜひ、これを何とか、一応実用化し

たいかなと、このような考え方も持っておりますので。そして、これがカーボンニュートラルにつながってくるといふ形になれば、本町も国の基準に、まあ一応、対応していけるのではないかと、このように考えておるところでございますし。

それと、もう一つは、これも江本議員のときに申しましたけれども、エタノール、これを脱炭素といいますかカーボンニュートラルです、1年で植物で一応燃料をつくって、それを1年でそれを植物が吸収をします。こういうシステムをつくり上げれば、本当に、脱炭素になって、地中からくみ上げてするのは、本当に、その太古の昔の植物や動物の死骸があぶらになって、それがまあ何千万年という一つのカーボンニュートラルという形になるかと思うんで、それよりも1年のカーボンニュートラルがはるかに勝っておるといふのはもう誰でも分かると思うんでですね、これらも再構築していきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 北代議員。

○議員（3番 北代 恵君） ありがとうございます。ぜひ、2050年のカーボンニュートラル実現、国の——国で、こういう方針が決まっておりますので、ぜひ築上町も目標を掲げてですね、取り組んでいていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

では、次の質問に参ります。

現在、国内では深刻な高齢化が進んでいることは、周知の事実であります。厚生労働省の調査では、全国の65歳以上の高齢者数は2025年には3,657万人となり、75歳以上の高齢者の全人口に占める割合は2055年には25%を超える見込みとのことです。つまり、国民の4人に1人が、75歳以上の高齢者になるということです。

一方、介護保険料を負担することになる40歳以上の人口は、2025年をピークに減少していく傾向にあります。つまり、介護保険を受ける人口は増加し続けるのに対し、2025年以降は、介護保険を負担する世代が減少していくということです。

当然、このことは、町の地域福祉計画に盛り込まれているデータかと思っております。皆様も、共通の認識であると思っております。

令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とし、第2期築上町地域福祉計画が策定されました。この計画の第4章には、施策の展開として、基本目標が3つ掲げられています。その3つの目標のうちの1つ、基本目標1「住民の絆が深まり 支え合う」まちづくりの中で、目標を達成するための幾つかの取組みが掲げられております。

その中の、町の取組みと位置づけをして、築上町地域福祉計画の81ページ、「協議体の設置支援」という項目があります。この協議体の取組みは、平成29年より開始され、現在に至っており、私も初期の頃より参加させていただいております。

この計画の中では、「協議体の設置支援」の内容として、「住民同士が地域について話し合い、アイデアを出し合う場として、第1層協議体のさらなる充実と、実際の活動状況によって第2階層協議体の設置を検討していきます」というふうに書いてあります。

まず、この第1層と第2層の協議体、どのような違いがあるのか御説明頂けますでしょうか。

○議長（武道 修司君） 種子保険福祉課長。

○保険福祉課長（種子 祐彦君） 保険福祉課、種子でございます。

ただいま御質問頂きました、協議体の第1層と第2層の違いということでございますが、築上町に置き換えさせていただければ、第1層は町全体、第2層が例えば中学校区とか、その範囲を絞ったところでの区分、まあ「層」という形で解釈していただければと思います。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 北代議員。

○議員（3番 北代 恵君） ありがとうございます。

恐らく、まあ築上町では今現在、第1層の協議体が活動しているという認識でよろしい——間違いないでしょうか。はい、ありがとうございます。

厚生労働省の出している、「生活支援コーディネーター及び協議体とは」～その目的、仕組み及び養成について～というレポートがあります。その中に、協議体の目的と仕組みが詳細に書かれてあります。そのレポートによると、第1層協議体の参画主体は「市町村」「包括」「ボランティア団体」「民間企業」「NPO」「社協」「中間支援組織」「地縁組織」となっており、第2層協議体の参画主体は「町内会」「意欲ある住民」「介護サービス事業所」となっております。

しかし、現状、本町の協議体には民間企業やボランティア団体、NPOや中間支援組織などは参画しておらず、行政と社協、そして意欲のある地域住民や民生委員の方のみで運営している状況となっているように感じます。

厚生労働省の出しているレポートを見ればすぐ分かることなのですが、あえて、お伺いいたします。協議体の設置目的とは何でしょうか。

○議長（武道 修司君） 種子保険福祉課長。

○保険福祉課長（種子 祐彦君） 保険福祉課、種子でございます。

協議体の設置目的でございますが、生活支援体制整備事業における協議体の設置目的といたしましては、生活支援等サービスの体制整備に向けて、多様な主体の参画が効果的な取組みにつながることから、市町村が主体となって、生活支援コーディネーターと生活支援サービスを多様な提供主体等が参画する定期的な情報の共有、連帯強化の場を設置することによって生活支援コーディネーターを補完し、多様な主体間の情報共有並びに連帯、連携につながる体制整備を推進す

る、となっております。

本町におきましても、本目的を踏まえた上で、地域住民の皆様が、お互いに支え合いながら、豊かで、安心して暮らしたい、住み続けたいと思える地域づくりを目的としていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 北代議員。

○議員（3番 北代 恵君） ありがとうございます。課長のおっしゃるとおりだと思います。

生活支援や介護サービスの体制整備に向けて、サービスの提供主体にたくさん参画してもらわなければならないので、行政が主体となって、情報共有や連携強化を図っていき、そして地域の資源を開発する、これが大まかな目的なのではないかと思います。

この協議体の設置目的にのっとっていくとするならば、行政は、様々なサービス提供主体を取りまとめて、地域資源を開発していき、企画、立案、方針策定、地域における問題提起、ほかの団体の参画依頼などをリードしていかなければならない立場なのではないでしょうか。つまり、特定の事業者同士の枠組みを超えた活動を、促していかなければならないのではないのでしょうか。これが、今おっしゃった、第1層の協議体の在り方なのではないかと思います。

しかし、現在は、意欲ある地域住民の方に、丸投げをしているような状況に見えます。協議体の在り方を本当の意味で深く理解して、協議体を通じて目的を達成しようという、その仕組みづくりが不十分だと感じています。

住民の方は、あくまでも、ボランティア参加や情報提供者の役割なのであって、実際に働きかけやサービス提供者同士の横のつながりをサポートするのは、主体である行政側の仕事なのではないでしょうか。協議体を通じて何を実現したいのかが不明な状態で、専門知識が入らないまま、何をしたらよいか分からない状態に、今現状、陥っていないのでしょうか。ほかの団体との連携や横のつながりの協力依頼を、住民の方に丸投げしていないのでしょうか。きちんと協議体の趣旨を理解して、ほかの団体の参画を促す活動をされていらっしゃるのでしょうか。

町は、協議体を通じて、どのような地域資源を開発し、どのように介護保険料を下げっていく予定なのでしょう。協議体を通じてどのようなことを実現したいのかを、お伺いします。

○議長（武道 修司君） 種子保険福祉課長。

○保険福祉課長（種子 祐彦君） 保険福祉課、種子でございます。

ただいま御指摘頂きましたとおり、現在のところ、協議体につきましては、関心のある住民の方、自治会長さんや民生委員さんなどの方が参加して、いろいろお話し合いをして、情報提供の場というふうになっております。

今後は、先ほど御指摘頂きましたように、テーマに応じてですね、様々な機関に、関係者に呼

びかけをするなどして、情報の共有や連帯強化などを図りながら地域のつながりを深めていく自然な体制をつくれるように、整えられればと考えております。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 北代議員。

○議員（3番 北代 恵君） ありがとうございます。

もう正直申しまして、この協議体の、要は、取りまとめ役は行政だと思うんですね。だから、地域住民の方々が今主体的に動いてくださっていらっしゃいますが、その方々がほかの団体に依頼をして断られるなんていうことが、ないように、行政の方が、それぞれの参画主体の方々の連携を促す役割をしないといけないのではないかなと思っております。現実には、今その部分がうまく機能していなくて、何をしたらいいのかが分からないというような状況が長く続いているのではないかと思います。

この第1層の協議体活動が、活発になって初めて、第2層に移行するということが考えられます。様々なサービス提供の企画が出てきてから初めて、人出が足りないという状況になり、地域の方に御協力頂こう、隣近所の事情などの情報を提供してもらおうという流れになるのではないのでしょうか。

築上町にはどのような地域資源があり、どのようなサービス提供の団体が地域にあって、どのような活動が現在されているのか、そのような専門的な情報が何にも整理整頓されていない状態で、地域住民の方々に「何しましょうか」というふうにいきなり聞いても、専門知識がないとなかなか難しいですし、出てくる課題がもうあちらこちらに行き過ぎて、取りまとめのしようがない、優先順位がつけられない、ボランティアの担い手が見つからない、このような問題が実際に起きてきているように感じます。

最後にお伺いいたします。今後の協議体の組織、運営については、どのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（武道 修司君） 種子保険福祉課長。

○保険福祉課長（種子 祐彦君） 保険福祉課、種子でございます。

ただいま御指摘頂きましたとおり、まず、地域資源の発掘というのが、協議体の運営と同時に行ってたという実情がございます。今、生活支援コーディネーターのほうを社会福祉協議会に委託をして、地域資源の発掘をするとともに、協議体のほうの運営を心ある方々をお願いしてやっていたのが、実情でございます。

活動意欲のある皆様から、せっかく参加していただいているので、その場でのお話し合い、内容の協議というのはこのまま継続したいと思いますが、御指摘頂きましたとおりですね、あくまでも行政が主体となって、やる。特に生活支援コーディネーターの方が主体となってやっていく必

要があると思いますので、またそこは生活支援コーディネーター等も含めたところですね、今後、確認していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 北代議員。

○議員（3番 北代 恵君） 「地域資源の発掘」といいますか、実情ですね、今、築上町にはどんな地域資源がもう既にあって、どういった活動がなされていて、例えばどのようなボランティア団体があって、どのようなNPOがあって、どのような福祉サービスが実際に築上町で行われているのか、そういったことをまず整理整頓されていないと、そういった情報が何にもないまんま、どうですかねっていう感じで言われているような気がして。

そういう、実際に現状、地域にあるサービス、地域にもう根づいている地域資源というものが既にあると思うんですね。そこを何にも整理整頓しないまんま、何しましよかって言われても、答えようがないというか。それで平成29年からずっとやってきて、一歩も前に進んでいないのが、そこが原因なんじゃないかなと私は考えているんですが、どうでしょうか。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） まさに、そのとおりでございます。

それですね、一応、福祉という形で私は「地域福祉」、これを大事にしたいということで前——常々思って、前からもう発言はさせていただいております。

というのが、「向こう三軒両隣」、これがやっぱり基本です。

そして、江戸時代からは五人組の制度という形で、これはよしにつけ悪しにつけ、それぞれが、責任を取り合って、地域の福祉をします。これは日本にない、やっぱりいい——ああ、「日本にある」ですね、社会にはない、組織形態。当時、この五人組の制度ができたときは、いわゆる幕府、いわゆる幕藩体制のときに、皆さんを支配するためにつくって——つくったのが五人組の制度ということで勉強を私はしておりますけれど、それが明治以降、割と、助け合いの組織になってきた。まあ五人組の制度できたときも、それぞれの五人組が助け合って連帯責任を負う、もし不都合なことがあったら連帯責任を負うと。このような組織でございます。

これもやっぱり、地域資源というのは今でもまだ生きております。実際ですね、隣組の制度もしっかりでございます。だから、基本的には、この隣自治会、隣組という形で、近隣の皆さんがどれだけのことがどういうふうに見えるかという形。そうすれば、家事の支援とか買物——もう買物も全部「家事支援」になります。買物のちょっと不自由な方とかいろんなテーマが今出されておりますので、そういうのも地域の中で、片づけられるものは片づける。

そこで、ポイント制度を置いたらどうかなというふうを考え。そういう従事された方にはですね、ポイントをちゃんと、会員になってもらってポイントを付与して、そしてまた自分がそれを

必要になったときにはそのポイントを使える。もしくは、町の何かいろんな、福祉じゃないサービスを受けたいときも、そのポイントが使えると。そのような形の一応制度的なものをつくったらどうだろうか、このように私自身、考えておりますので、今後、担当課と協議しながら、それに向かって頑張ってもらいたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 北代議員。

○議員（3番 北代 恵君） 今、町長がおっしゃったように、「隣組」とかですね、自治会とか、あと、ほかにもボランティア団体とか「NPO法人」とかですね、いろいろな地域資源が既に、あると思うんですよ。そこと情報っていうのをきちんとやっぱり整理整頓されていなくて、いきなり住民の方に「やってください」って言われても……、「私に頼まれるより、こっちに頼んだほうがうまくいくんじゃないか」とかあると思うんですよ。

なので、きちんと今ある築上町の地域資源というのをきちんと整理整頓して、その中から、横の連携——だから、このNPO法人とこのボランティア団体のこんないいところを合わせたら、こんなサービスが生まれるとかですね。だから、その連携を図るための、行政主体の協議体だと思うんですよ。

だから、協議体にはいろんな団体の方々が参画してないと、おかしいんですよ。それが参画されていないから、いろんな団体の方々にぜひ、声をかけていただきたい。そこから、うちの団体はこんなボランティアしていますよ、うちの団体はこんな福祉サービスできますよっていうお声を集めて、そこから地域資源を開発していくんだと思うんですよ。

要は、何にも材料がないのに、包丁とフライパンだけやって「料理しろ」って言っているようなもので、まずは材料をそろえていただかないと、料理ができない。だから、そういう状況になっていると私は感じています。

ぜひ、課長。その辺、よろしくお願ひしたいんですが。

○議長（武道 修司君） 種子保険福祉課長。

○保険福祉課長（種子 祐彦君） 保険福祉課、種子でございます。

ただいま御指摘頂いた、もっともなことでございます。

協議体のほうが平成29年から発足して、活動を続けておるものでございますが、地域資源のほうの発掘というか調査のほうを始めたのが、正式に社会福祉協議会のほうに委託をして始めたのが実は今年度からという、後、後手後手に回っているのが実情でございます。

今年度中にある程度の成果物が上がってくると思いますので、それを踏まえた上で、今後、協議体の在り方というものも再度、今参加されている方も含めたところでお話をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 北代議員。

○議員（3番 北代 恵君） ありがとうございます。ぜひとも、よろしくお願いいたします。

この協議体を通じて、介護保険料を下げる。地域の住民の皆さんで互いに協力し合いながら、安心した老後の生活を将来にわたって続けることができる、それが最大の目的というか、意味だと思うんですね。ですので、ぜひとも、協議体を、せっかく設置したのですから、きちんと意味のあるものにしていただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

次の質問に入らせていただきます。

先ほども申し述べましたが、国内では、要介護リスクが高くなってくる75歳以上の後期高齢者人口は今後増加し続ける一方で、15歳から64歳の生産年齢人口は2025年を境に減少していき、そのギャップは拡大し続ける状況となっております。

また、単身世帯や高齢者のみの世帯の増加により、生活支援ニーズは急速に高まってくるのが予想されています。生活支援のニーズは高まってくるのに、生産年齢人口が減少していくという、非常に厳しい状況となっていくのです。

そして、後期高齢者の人口の増加とともに、認知症の高齢者の増加も見込まれております。このことから、認知症高齢者の地域生活を支える体制の構築は急務なのではないかと考えます。

そこで、町の現状をお尋ねします。町の現在の高齢化率と10年後の試算を、お分かりでしたら教えてください。

また、町の独居高齢者の人数も教えてください。

○議長（武道 修司君） 種子保険福祉課長。

○保険福祉課長（種子 祐彦君） 保険福祉課、種子でございます。

まず、町の高齢化率についてでございますが、2月28日時点で総人口が1万7,405名、65歳以上の高齢者が6,606名となっており、高齢化率としては37.95%というふうに報告を受けております。

「10年後」といいますか、将来的な高齢化率につきましては、国立の社会保障・人口問題調査研究所のほうの数値から推測いたしますと、令和12年、令和12年で高齢化率が37.9%、令和22年で38.8%という数値を推定しております。

以上でございます。

あと、すみません、独居の数、独居世帯につきましてですが、これはちょっと去年の数値にはなるのですが、65歳以上の方が属する世帯につきましては4,674世帯ございます。そのうち独り暮らしの世帯が1,994世帯、高齢者二人のみの世帯が1,391世帯となっております。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 北代議員。

○議員（3番 北代 恵君） 今、数字を聞いて驚いたんですが、独居の、おひとり暮らしの世帯が1,994世帯で、高齢者のみの世帯が1,391世帯。まあ3,000世帯を超える世帯が、高齢者のみ、もしくはお独りで暮らしをされている世帯ということですね。ありがとうございます。

独居の高齢者というのは、今後、ますます、増加の傾向にあり、家族や親族が身近にいない場合もあります。もしそういった方々が認知症を発症してしまったら、財産管理や身上保護などの法律行為を独りで行うことが難しくなってしまうことが考えられます。こういったケースは、今後ますます、増えていくのではないのでしょうか。

このように、自分が認知症や障がいなどで判断能力が不十分になってしまったための、権利や財産を保護する成年後見制度というものがあります。成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度があり、家庭裁判所によって選任された後見人が、認知症などで判断能力が不十分になった方の代わりに、権利や財産を管理することができるものです。

判断能力が不十分であるかどうかの判断をするのは、医師の診断です。判断能力が不十分であるとの診断が出た後は、申立人が家庭裁判所へ申立てをします。任意後見人制度であれば、あらかじめ契約した人が申立てをし後見人になることができますが、法定後見人制度であれば、家庭裁判所が後見人を選定することになります。医師の診断に基づき、診断内容に応じて、家庭裁判所が、「補助」「保佐」「後見」の3つの区分から「補助人」「保佐人」「後見人」のいずれかを選定するという流れになります。

法定後見制度の場合、後見人には配偶者や子どもなど4親等以内の親族が、設立当初は選ばれていることが多かったようですが、現在は約7割が、職業後見人と呼ばれる弁護士や司法書士、社会福祉士が選ばれることになっているそうです。法律の専門家の方といえど、第三者の方に全ての財産を預けるのは、とても不安なことなのではないのでしょうか。

ここで、一つの懸念があります。法定後見制度を利用する場合、もし、自分に子どもがおらず、独りで生活をしていて、認知症になってしまった場合、誰が病院へ連れて行ってくださるのでしょうか。

後見人制度を利用するには、医師の診断が必要です。任意後見制度を利用する場合は、あらかじめ後見人になってもらう方と契約をすることができ、生活の支援もお願いすることができるかもしれませんが、法定後見制度の場合は、医師の診断をもらってからでないと、動きません。後見人制度へつなげるための支援、例えば病院に付き添ってもらうなど、どなたに頼めばよいのでしょうか。これは、とても不安なことです。

できれば、自分も判断力があるうちに、誰に後見人になってもらうかをあらかじめ決めておき

たいと考える方も多いのではないのでしょうか。そのために、任意後見制度を利用することができます。判断能力があるうちに、判断能力喪失後の管理を任せたい相手とあらかじめ契約することができる制度です。しかし、任意後見人には、監督人も選定しなければならなかったり、報告義務が生じたり、非後見人を守るためには重要なことですが、とても複雑な制度となっております。

また、後見人制度で後見人になった方は報酬がもらえるというふうになっておりますが、本人の財産を侵害しないようにすることが原則。ですので、現状では、高額な報酬はなく、後見人の成り手不足になっているという問題も、現実には起きています。

後見人制度を安心して利用できるようにするためには、早めの見守り支援が必要なのではないかと考えます。「何かあったときはお願いします」と言える、お願いできる環境や、信頼関係を築くことができる体制を整える必要があるのではないのでしょうか。

この不安を解決するために、一つの提案として、法人後見制度というものがあります。社会福祉協議会などの法人が、任意後見人を引き受けることができる制度です。法人後見事業を実現することができれば、申し込んだ時点から、医師の診察、裁判所への申立て、そしてその後の後見人による支援の開始まで、継続的に法人が見守ることができ、支援することが可能になります。

また、報酬などの問題も、法人が後見人をするのであれば、本人の資産を侵害することなく支援が可能だと思います。

さらに、後見は法人が行うので、途中で選定された人が辞任するなどの事態も防ぐことができます。

そして、何より、本人の判断能力があるうちに、自分で、将来に備えることができ、安心して生活を送ることができるということです。

そこで質問ですが、築上町では、法人後見事業を導入する予定はないのでしょうか。また、将来には、このような体制を整えることを考えていただけないのでしょうか。

○議長（武道 修司君） 種子保険福祉課長。

○保険福祉課長（種子 祐彦君） 保険福祉課、種子でございます。

ただいま御質問頂きました後見人につきましては、法人後見につきましては現在、築上町のほうですね、社会福祉協議会や、ほかのNPO法人も含めたところで実施している、事業として実施している法人はございません。町のほうで、市町村長申立てで、3件ほど事案として取り扱ったという実績がございます。

法人後見につきましては、その法人、例えば社会福祉協議会さんのほうがですね、県の社協を通じて、いろんな情報等を流して。各社協にですね。近隣では行橋社協さんとか、実施している社協さんもございます。

まあ、どう……、実施するかどうかにつきましては、あくまでも社会福祉法人さんそれぞれの

考えもあると思いますので、まあ情報につきましてはですね、こちらのほうから、需要と——「需要」と言ったら変な言い方ですけど、これくらいの要望と可能性があるというような情報につきましては、随時、提供していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（**武道 修司君**） 北代議員。

○議員（**3番 北代 恵君**） ちょっとお伺いしたいんですけど、法人後見事業、築上町は実施していないということは存じ上げておりました。この事業を、「町がする」というふうに言って、社会福祉協議会さんに委託するというような形はできないんでしょうか。町の事業として取り扱うことというのは、可能なんでしょうか。

○議長（**武道 修司君**） 種子保険福祉課長。

○保険福祉課長（**種子 祐彦君**） 保険福祉課、種子でございます。

大変申し訳ありません、不勉強で申し訳ないんですが、行政として、法人後見事業を実施することが可能かどうかというのにつきましては、ちょっと調査させていただきたいと思えます。

あくまでも行政、いわゆる県、国、町、市町村が個人の後見人に——の事業を行う、それであれば市町村長申立てという制度がございますので、それとの整合性等も含めて、ちょっと調べさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（**武道 修司君**） 北代議員。

○議員（**3番 北代 恵君**） ありがとうございます。

たしか、法人後見事業って、市町村も主体だったような——私もちょっと、はっきり確認しないと分からないんですが。それで、地域の社協に委託をする、もしくは中核機関などに委託をするという形だったと思うんですが。それで、自治体によって、やっている、やっていないという差が出てきているんですよね——っていう形だったと思うんですけど、ちょっと調べてください。すみません、よろしく願いいたします。

続いて参ります。

以前、鞆野議員の一般質問で、後見制度に関して質問をされていたと思いますが、そのときは、広域で中核機関を設置する方向で考えている、との御答弁を伺いました。

この後見制度の利用促進をするためには、中核機関が重要な役割を果たすと考えています。地域の権利擁護支援や成年後見制度利用促進に向けての司令塔機関、地域の協議会を運営する事務局機関、地域のネットワークの連携を図るための機関など、様々な役割が求められます。ぜひとも、この中核機関の設置を早急に進めていただきたいのですが、そこで質問です。

町が考える中核機関の役割と、その位置づけを、最後に教えてください。

○議長（武道 修司君） 種子保険福祉課長。

○保険福祉課長（種子 祐彦君） 保険福祉課、種子でございます。

中核機関についてでございますが、現在、設置に向けた調整は行っております。

現状といたしましては、相談業務につきましては、今御存じのとおり、福祉、保険福祉課のほうで高齢者については包括支援センター、包括支援係、福祉係、障がい者につきましては障がい者支援係のほうで対応しているところでございます。

中核機関の機能といたしましては、今御指摘がありましたとおり、様々なものがありますが、設置に向けては、できる——言い方は悪いですけど、可能なところから順次していくようにという、可能、もう構わないということでございますので、まずは相談業務のほうを中心にして、啓発とか勉強会とかですね、そういったものにつきましては広域でやっていこうというふうに関係自治体と調整を図っているところでございます。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 北代議員。

○議員（3番 北代 恵君） ありがとうございます。ぜひ、設置に向けて、お願いいたします。

というのも、先ほどの数字、本当にびっくりしたんですが、もう3,000世帯以上、高齢者のみ、もしくはおひとり暮らしをされている高齢者の世帯というのがあるということで、こういった方々が、少しでも安心して地域生活を送れるようにですね、こういった後見制度、大切な制度になってくるし、これから利用者が増えてくる時代になってきますので、ぜひとも早急な整備をよろしくお願いいたします。

以上で、質問を終わります。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

.....

○議長（武道 修司君） ここで、一旦休憩といたします。再開は午後2時からといたします。

お疲れさまでした。

午後1時50分休憩

.....

午後2時00分再開

○議長（武道 修司君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番目に、12番、信田博見議員。

○議員（12番 信田 博見君） 通告に基づきまして、順番に質問をいたします。

新川町政5期目についてということでございます。7点ほど質問しております。

1点目に、第一次産業の振興はということで、第一次産業といえば農業、林業、漁業でございますが、町の基幹産業であります。今、農業面においては、各地域にある営農組合等が高齢化等でやっていけなくなっているという話をよく聞きます。

それから、コロナ禍においていろんなイベントが中止になり、販売あるいは知名度を上げるためのイベント等も本当、今何もない状況なんですね。それで、キクイモあるいはヤーコン、それからスイートコーンなども、本来なら本当いろんなイベントで売れてしまうような部分も、全然売れない状況になっておると思います。それをどうするのかということで、その営農組合と、その2点をまず最初にお聞きしたいと思います。町長、お願いします。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 一応、第一次産業の振興はということで、営農組合のことでございますけど、営農組合は国営事業の起点に一応、完成後は組織化という形で、ほぼ30年営農組織化で展開をしまいついてきておるところでございますが、近年どうしてもオペレーターの成り手が少ないと。若いオペレーターがなかなか入ってこない。

というのは、当初は定年後によそに勤めにいかなくても、農業で年金プラスオペレーターと、こういう状況を一応考えながら、一応発足していった状況でございますが、なかなか若い人が農業についたことがないんで、もうやらないんだというそういう基調になって、だから基本的にはやっぱり若いとき、土日あたりから農作業に、時間があいた時間には出てもらうという一つのやっぱりそういう訓練をやってこなかったせいかなという一つ反省もございます。

されとて、反省してもしようがないし、一応その反省を基に若い人も引き込める、一応会社の休みあたりには引き込めて手伝ってもらおうと、そういう方策も一つはあろうとは思いますが、基本はもうなかなか非常に難しい。一応解散をする営農組織もございます。そして、個別という形に持っていくと。個別のほうは少しやはり認定農家という形で今は100軒ほど、大体おるんじゃないかなと思います。

そういう形で、しかしこれも一人で限界が出てくる状況もございます。圃場整備、ほぼしている、完了してはいますが、どうしてもやっぱり圃場整備しても、20町、30町が一人でやる限界じゃないかなと思っておるところでございますし、そういう形でどうすればいいかという形になれば、営農組織の統合といいますか、同じ水系であれば統合をやっていくとか、そういう一つの模索も必要でございましょうけど、まだまだ統合の話はちょっと機が熟していないようでございます。

というのは、八津田地区の営農組織と高塚という同じ城井川水系の組織の、若干話を進めておりましたけど、なかなかやっぱりうまく統合の話はいつていないという状況でございまして、それはお互いができなくなれば、まだできている間はなかなかそうはいかないかなという気もし

ますし、ある程度そういう話を機が熟すような形で町のほうは一応統合の話も進めていく必要があるんじゃないかなと思っております。

そして、いよいよどうしても無理という形になれば、町全体でオペレーター、派遣業をやるとかそういうことも必要になってくる状況が一つ考えられるところでございますし、非常に、この農業従事者はやはり所得がちゃんと多く増やせば、皆さんがこの農業についていただけるという話になりましようけど、まだまだ他産業に比べては所得がなかなか、組織化した中の賃金を払うという形になれば、他産業並みの給料が払えないというのが現在、しかし個別農家では努力すればある程度の収益を上げていっておるといふ状況もございませうけれど、営農組織は特に土地利用型ということで、稲、麦、大豆を主体に行っておりますので、これを一応複合経営という形で野菜まで持って行って、これが成功するという形になればいいんですけど、なかなかやっぱり非常に組織化の中では難しい状況もございませう。

個人で、個別でやっぱり野菜作り、施設園芸等をやるべきだろうと私は考えておりますし、土地利用型、これについてはやっぱりそういう組織型でという形、そして個別も皆さん頑張っておる。土地利用型の皆さんもおりますので、これはこれで育成をしていく必要がございませうので、そういう一つの集約された形には今、耕作がなっておりますので、ここでいかに所得を上げていくかという状況をつくりだしてやるのが、ある程度町の工夫じゃないかなと思いますし、農家と一体となった国の、今は機械の導入にしても非常に、国の認定農家になれば機械の導入にもトラクターを買う、昔はトラクターの補助なんか全くございませうでしたが、今はトラクター、コンバイン、補助が多々あるわけがございませうし、それも大型機械というふうな形で補助があるというふうな形になっておりますので、こういうものを大いに利用しながら、組織化それと個別、両方とも農業形態の支援を行っていくというのが町の指名であろうと、このように考えておるところでございませう。

○議長（武道 修司君） 信田議員。

○議員（12番 信田 博見君） 確かにそのとおりだと思います。あと、今キクイモ農家とか、ヤーコン、スイートコーン等非常に頑張っていると、私は思っておるんですけども、どうしてもやっぱり売上げが伸びないというのか、売れないというのか、そここのところにちょっと今ぶち当たっているという状況だと思うんですね。これをどう打開していくのか、町長何か考えありますか。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） キクイモ農家は、今7人の女性の侍で、一応会社を立ち上げました。合同会社ということで、キクイモマルシェ、ちょっと難しい名前、下の名前は憶えていないんですけど、7人で立ち上げて、フェイスブックで起業しましたという、一応フェイスブックに出し

て、売上目標を80万という形で、掲げておいたらもう100万突破します。

昨日現在で、私フェイスブック見てみましたけれど、80万の目標が一週間で達成できておるということで、あとたしか20日ぐらい、広告期間があったと思います。その中で、今からまたあと100万増えるかなという期待もあるんですけど、これをやはりこういう一応フェイスブックで応援して下さった方が、これがまた口コミでどんどん増えて、申込がくればいいと思うんですけど、あと健康食品という形の中で触れ込んでおりますので、これがいかに進展していくか、そしてまたネットで、それからあとデパートとかそういう販売店でそれを取り扱っていただくやつ、あと営業努力をやっぱり彼女たちにしてもらわないかんし、一応会社を設立して、農家がつくったのを全部買い取って、そしてそれを加工して出すという会社でございますので、これが一次産業の六次産業化という形で、一応ようやくこういう一つの業種が六次産品化という形で芽吹いてきたという形になっておりますので、町のほうもできるだけ町村フェアとか、ふるさとフェアという形でございますので、そういうもので応援にしていこう。

それからまた、いわゆる有機農業でございます。このキクイモというのは肥料も農薬も使わないというのでございますので、そういう自然生体系農業の関係の商品を扱っておるところにもいろんな照会をかけていきながら、販路拡大につなげていけたらどうだろうか、このように考えておるところでございます。ヤーコンについても同じような形でやっていただければいいかなと思っておるんで、ヤーコンはヤーコンの一応、そういう販売会社を造ってやっていくと、これも大事じゃないかなと思っておるところでございます。だから、皆さんで連携しながら大きく産業化していくと、これが大事だろうとこのように考えておるところでございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 信田議員。

○議員（12番 信田 博見君） ありがとうございます。キクイモ、たしか私、中安さんという方たちがやっているフェイスブック、フォローしております。キクイモというのは成分にイヌリンというんですかね、その成分が非常に体のためにいいんだと、血糖値を下げる役目もあるんだと。そういったことはやっぱしみんなが、行政ができるだけそういったことも宣伝してあげていったほうがいいんじゃないかなと。

キクイモは、最初のときはコマーレでいろんなことをやりましたけど、ああいうことがもうできなくなっていますので、何かそういうフェイスブックなり、LINEなり、SNS等を使ってやれる部分、一生懸命やっぱし取り組まなきゃいけないと思うんですね。彼女たちしっかりやっていると思います。僕は、非常に評価をしております。頑張ってもらいたいと思っております。

農業のほうは一応、それくらいにしておきます。林業というのもやはり、コロナにはあまり関係ないんですけど、やっぱし今低迷しております。山林がしっかり手入れされれば、健全になれ

ば、築上町の海にはきれいな水が流れ込むわけですから、やっぱりお金をかけてでもしっかり山は手入れするべきだと、私は思っております。

それから、健全な山林であるならば、少々の雨が降っても地崩れや砂が流れたり、土が流れたり、山が崩れたりということはあまりないわけですから、その点でも非常に期待できるというふうに思っております。だから、今築上町、非常に伐採をしなければいけない木がたくさんあるんですね。町有林にしても、県の県行造林っていうんですけども、県の山にしても国の公団の山にしても切ってもいい山がたくさんあるんです。山林がですね。もう立派な柱が取れるような、立派な板が取れるような木がたくさんあるんで、なんとかそれを利用しながら、搬出しながらやっていけたらいいんじゃないかなと思うんですね。いかがでしょう。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 農林水産業という形であれば、築上町のやはり基幹産業だという形になります。林業のほう、木材の価格、今までは低迷しておりましたけれども、若干値が出てきております。最近ですね。木材価格が値が上がってきたというような。これも一つは外国から安い木材が入らなくなったということで、国産の一応、木材に手をつけなきゃならんいう、そういう自給関係で値が少しずつ上がり出したという形になっております。

一応、100年の体系という林業はですね。一応、カーボンニュートラルをさっき話しましたが、もう本当に林業は50年、100年のいわゆるニュートラルでございますし、植物、草性であれば1年のいわゆるカーボンニュートラルになるんですけども、木材というのは非常にやっぱり年月のかかる、その点クヌギは30年ぐらいで済むんですね。だから、クヌギをたくさん植林をして、シイタケの原木にしていくと。そういう一つ森林計画も本町でもそういう計画を立てて、クヌギをたくさん植えておる方もおるようでございますし、それはそれでよしとしてですね。

しかしあと、災害を防ぐとかそういう形になれば、杉、ヒノキの針葉樹だけじゃなくて根本という形で、いわゆる平成3年の台風19号、非常に風速60メートル吹いて、山はほとんどやられた状況でございます。そのときに、森づくり検討委員会というのをつくりまして、そこで人工林は一応100%の人工林と、それから根本林と、それから公有林については自然林と、それに持っていったほうがいいのではなかろうかなという提言を、森づくり検討委員会からいただいております。

そういう形の中で、極力公有林については自然林と。その自然林で育った木も、基本的には年代がつけば非常にいい材質のものになるので、ケヤキとかそういういろんなものがございしますが、それを一つの築上町の財産としながら、そういう一つの森づくりを今後もやっていく必要があるのではなかろうかなというふうに考えておりますし、しかしさりとて昭和30年の合併のときに、財産区の制度ということで山はそのまま元の住民に残したまま合併をしていいと、そういう法律

ができて今財産区の制度、それが今非常に苦しくなってきたという状況、財政がですね。財産区。

そこで、今回、ちょっと違う、今の質問と変わりますが、財産区の議会の選挙に、町議会の選挙と同じように供託金が必要になるということで、そこで今議論していただいておりますが、財産区の議会を廃止して、管理委員会制度にしようかという案も今議論をいただいておりますので、次の財産区の選挙はどうなるかというのはちょっと疑問になりますけど、管理委員会ができて、そこで管理を、財産区の山は管理していただくという状況になりましょうし、いろんな予算関係はこの本築上町議会で財産区の特別会計の予算は議決をさせていただく、なるような可能性にもなるわけでございますし、そういう状況も現在出つつあるということで、ちょっとお知らせをしておきたいと思います。

以上です。

○議長（武道 修司君） 信田議員。

○議員（12番 信田 博見君） ありがとうございます。まだまだいろいろお聞きしたいことたくさんあるんですけども、時間の都合で次に行きます。

農、林、あと漁業ということで、漁業は僕はあまり詳しくないんですけども、毎月の広報で地域おこし協力隊の方がいろいろ書かれております。しっかり頑張っていましたね。それで、彼、今回もう終わるんでしょうけども、船も購入したと。この3年間で結婚した。子どもができた。船を購入したと。船の名前も子どもの名前にちなんでつけたと。非常に頼もしいというか、うれしいニュースですけども、なんか漁業で一番の話題に上がるのは、毎年の貝堀り、アサリ取りですけども、アサリの状況というのは今どんな状況なんでしょうか。

○議長（武道 修司君） 鍛冶産業課長。

○産業課長（鍛冶 孝広君） 産業課、鍛冶でございます。アサリの資源量についてのお問合せ、御質問だというふうに思います。

端的に申し上げて、非常に往年に比べると低調ということでございます。令和3年ですね、去年の潮干狩りについては、毎年、前回研究所が潮干狩りの前にアサリの資源量調査をしていただくんですが、令和3年度調査では非常に資源量が少ないということで、潮干狩りの解禁を見送ったというところでございます。今年についても、資源量の調査をしていただいたところでございますが、やはり昨年よりは少しはいいみたいですけど、やっぱり低調であるということで、資源量については非常に低調な状態が続いているということでございます。

参考までに、今年の潮干狩りについては新型コロナ対策ということで、今年の潮干狩りも見送ったというところでございます。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 信田議員。

○議員（12番 信田 博見君） アサリもなかなか取れないというところだと思います。地域おこし協力隊のことですが、3年おったあの方がやめられると、新たに3名の方が地域おこし協力隊として採用されたということですけども、その3名の方たちはどこで頑張るように今なっておるわけですか。ちょっとそこんどこ分かんないですけど。ちょっと、違うかもしれない。

○議長（武道 修司君） 桑野まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（桑野 智君） まちづくり振興課、桑野でございます。今回3名、地域おこし協力隊を採用いたしております。

今回の募集はちょっと今までの募集と違って、ミッション型ではなくて目的を定めて募集するのではなくて、まず1年目は町を知ってもらって、いろいろなことを体験してもらおうという形にしております。その中で、自分の合う、興味の持ったことについて、地域と連携できるところを探してもらって、2年目、3年目に地域と一体となって活動していこうというテーマで募集をしているところです。まちづくり振興からは、以上です。

○議長（武道 修司君） 信田議員。

○議員（12番 信田 博見君） 分かりました。しっかり頑張ってもらいたいですね。我々も協力は惜しまないと思っております。漁業のほうは、私もよく分かんないんで、これくらいにしておきます。

次に、空き家対策なんですけど、空き家対策と人口減対策というのを一緒にしてもいいのかなというふうな気がします。空き家が増えれば、人口が減ることなんですよ。だから、言い換えれば空き家をしっかり利活用すれば人口が増えるのかもしれないという思いですよ。町長、今回、築上町、くまなく選挙カーを回したことでしょうから、それだけでは分かんないかもしれませんが、どうなんでしょう。やっぱり空き家ってむちゃくちゃ増えているでしょう。田舎にしろ、町なかにしる、それを何とかできないかと今、そういう気持ちですが、町長どう思っています。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 特に空き家は多うございます。というのが、基本的にはそこに所有者はおるんですけども、施設に入ったりとか、そして子どもさんはもうどこか都会におるという状況が多々あります。それでこれも、そしてバンクに預けないかといってもなかなか預けない人もおるんですね。こっちに帰ってきたら寝るところ、泊まる場所がないと。それと、また法事とか、そういうものを行うのにやっぱり家でないと都合が悪いとか、そういう理由で空き家になっているけれども、なかなか処分、もしくは貸与できる状態ではないという空き家が多々ございます。

一応、担当課のほうでは、一応空き家らしきものについては、地域の皆さんに実情を聞きながら、本人ともアポイントしながら、一応可能性を探っておるけどなかなかそうはいかないと。そして、空き家バンクに登録してもなかなかやっぱり、若干は探しに来ます。しかし、探しに来ただけでもう帰っていくという状況もございますし、いろんな条件を整備してやらないと、なかなか無理かなと。

例えば空き家があって、空き家に付随した農地を5反ほど世話するとか、そういうところまでやらないと農業思考でもなかなかそうはいかないという状況もあるんで、そこんどこもちょっと研究しながら空き家プラスアルファをして、どういうふうな形でこの空き家に入居してもらえかというふうな、ひとつそういういろんな典型例をつくって、これで入ってもらえるような、本人の希望はどんな希望なのか、そういうのも聞きながら、それに向かって努力してやる必要もあるんではなかろうかなと。

農地が1ヘクタール貸してほしいとかいう話、買うのが一番よかろうけど、なかなかそうはいかないだろうと思うんで、そういう一つの相手の条件等々、ただ空き家を登録してあるというだけでなくて、空き家に入居する条件を整えてあげるというのも一つの役場の仕事かなと、このように考えております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 信田議員。

○議員（12番 信田 博見君） 分かりました。空き家を減らすということが人口を増やすことになるのかどうかは、私も分かりませんが、人口を増やすためにいろんな手だてはないんですかね。町長、何かないですか。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 人口を増やすという形になれば、何か大きい企業を持ってくると、これしかないと思いますけど、なかなかそうはいかないと。一朝一夕にはです。これは、2050年には日本の人口が8,000万人になるという推計値が出ています。

そういう状況の中で、本町だけ増やすかという話にはなりませんので、隣の行橋市も一応限界値になってきておるようでございます。今は伸びがですね。そういう形の中で、少子化というのはこれはもう避けて通れない、これは国の政策がもうちょっと、私も前、どこでいったような話がございますが、フランスの例のような、ひとつ一家に結婚したら二人の子どもをぜひ設けてもらおうと。そういう国の施策をやっぱり充実した形でやってもらえるような形でしかならないし、それと未婚の方が非常に多いという状況もございます。これも未婚対策を国のほうで何とかしていただくという形でないと、全国的な人口減少というのは、これはもう避けて通れないと。

だから、私は先ほどの質問にも縮充をという形、縮んでも伸ばそうと。中身を伸ばそうという、

これが縮充でございますし、そういうことで予算の確保、予算も人口が減った並みに減らされればどうしようもできませんけれど、そうはいかないんじゃないかなと思う。今の財政制度からいけばですね。人口大体1人当たり20万円は、交付税は今いただいております。だから、極力職員についても築上町に住んで、20万円ちゃんと確保しようじゃないかという話するけど、なかなかやっぱそうはっていないというのが現状でございます。そこんところは人口減を少しでも止めるという形になれば、築上町に住んでもらうという、住める状況の人は住んでもらうというのが、これはやっぱり一番の今の目標じゃないかなと思っておりますし、それと先ほども申しましたように地域おこし協力隊、多く募集してここに定着してもらえばその分増えると。3年間は国のほうである程度面倒をみてもらえる状況でございます。交付税でございますね。3年分の給料はいただけるという形になっておりますので、そういう形で多く募集しながら、そして本町で真剣に定着していただくという方向性をつくっていくと、こういう一つの素案も必要かなと思っております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 信田議員。

○議員（12番 信田 博見君） 分かりました。人口減対策、終わります。

学校について、新しい時代の学びの環境整備ということで、これはもう何人かの方が質問され、町長も広報の中でこれかなり書かれております。ちょっとその内容なんですけど、小中一貫校教育基本方針ということで、その内容は6、3制を基本にしながら、心身の発達段階、学習認識段階の10歳の壁、及び中1ギャップを克服するため、教育区分を4、3、2に分け、9年間の教育課程を編成し、実施することとしています。

これ、もう少し分かりやすく説明をお願いしたいんですよ。何で、6、3を4、3、2とかに分けるのかというのもよく分からないんですけども。

○議長（武道 修司君） 久保教育長。

○教育長（久保ひろみ君） 教育委員会の久保でございます。御質問、本当、信田議員ありがとうございます。

基本的には6、3ということで、今の学校の枠組みはそのままなんですけど、実際に私ども教員が指導していく中で一番、中1ギャップ、それから小学校の4年生から急に学習内容が難しくなるということがありまして、そこ10歳の壁といっているんですけども、そういうところの部分をスムーズにつないでいってあげないと、いわゆる落ちこぼれというような状況が、そういう状況になってはいけませんので、しっかりとそこを子どもの発達段階に応じて手を打てるように、この中がいわゆる1年生から4年生、そして5年生と中1、ここは中1ギャップ、ここ一番不登校になる傾向があるんですね。小学校6年生を卒業して、中1になった段階で、不登校がありま

すので、そこが中1ギャップを少しでも取り除くという意味で、枠組みとしてこのような形を考えています。

形上は小学校6年、中学校3年というその形はしっかりと保ちながらも、先生たちがしっかりと、例えば4年生の段階、5年生の段階でしっかり連携をとっていく、小学校5年生から中1というところがしっかりとつなげるようにという形でとっていますので、具体的にその形は変わりませんが、中身をカリキュラムを編成する中で、そこを十分に配慮したカリキュラム編成を行うということでございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 信田議員。

○議員（12番 信田 博見君） ありがとうございます。しっかり分かりました。小中一貫校にして、小学校、中学校を一つの学校にという、そうすると不登校、この不登校、中1ギャップ、これをなくすことによって不登校が減るんじゃないかということだろうと思うんですけども、減りますかね、不登校。どうやって減らすんですかね。分からん。分からなかったらいいです。

○議長（武道 修司君） 久保教育長。

○教育長（久保ひろみ君） 失礼いたします。教育委員会、久保でございます。ただいまの質問でございます。

基本的には、一緒の学校にしたら減るということではなくて、これ教育内容として小学校6年、中学校1年というのを連携をする。つまり、先生方が子どもの様子をしっかりと小学校で見ますよね。そのことを、中学校に伝えていく。ですから、中学校の不登校というのは中学校に問題があるというわけではないんですね。これは、やはり小学校の頃からその芽があるということも、多く言われています。

ですから、そういう傾向があるということ、きちんと小学校から中学校につなげていけば、中学校の先生もこの子大丈夫かなといったときに、小学校にこの子どうでしたか、小学校の頃はどようでしたかというふうに、しっかり連携をとることによって、少しでもやっぱり子どもたちが不登校にならない。学校に行かないということにならないように、手を打てるというふうに考えているところです。

○議長（武道 修司君） 信田議員。

○議員（12番 信田 博見君） ありがとうございます。もう大体分かりました。学校については終わります。

次に、築城支所の活用についてということで、図書館ということを書いています。築城支所を社会福祉協議会が使わないということになったようですが、三、四か月前に聞きましたが、そうであるならば築城支所をそのまま全部、図書館として使用できるのかと、そういう気持ちはある

のかと、それ聞きたいです。図書館の話というか、それは進捗はどこまで行っておるとかということを知りたいんですが、町長がいいんですけどね。

○議長（武道 修司君） 古市生涯学習課長。

○生涯学習課長（古市 照雄君） 生涯学習課、古市です。図書館の今進捗を含めて説明をさせていただきたいと思います。

昨年の12月のこの議会でも、図書館ということでお話があったと思います。今、生涯学習課が所管で支所の活用について図書館という、図書館の新しい図書館を支所に持っていくということで今、動いております。12月以降で、この議会でも説明させてもらいました構造であったり、法律の関係で解消しなきゃいけないというところがまずありますので、そちらの基本的なこと、構造的なことを設計事務所と打ち合わせをしました。

工期については、納期については半年ぐらいかかるということでしたので、令和3年度の予算計上しておいて、令和3年度に完了ということ計画しておったんですけども、こちらが間に合わないということで、予算的にはもう新年度計上させていただいているところです。

図書館については、1階部分を図書館、2階部分、これも前回の議会でもお話をしました、2階部分が学習スペース、ギャラリー、様々な町民の方が集える場所というところをコンセプトに、計画をしていきたいと考えております。なお、進捗としては今、読書ボランティアの方が町内に8グループあります。この読書ボランティアの方々の意見を聞きながら、それとあと今後利用するであろう人たちの意見もいろいろ形にしていけたらと思っております。

なお、支所についてはもう建物がありますので、どういう建物にするというよりも中身、空間的なデザインをどうするかというところを、これから一番の使いやすい、寄りつきがいいというところを、空間デザインをもって計画をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 信田議員。

○議員（12番 信田 博見君） ありがとうございます。安心しました。どこまで進んでおるんだろうかと思って、分かんなかった。議会たんびに報告していただきたいというような気持ちでございます。ということで、支所の活用についてということは、これで終わります。

次に、山間部が非常に寂れてしまったと。それは、町長もぐるっと回って分かったと思うんですけども、もう人がいないと。もう昔の、昔じゃないけど、限界集落といわれてましたいけど、その言葉を使うのもまさしく限界集落なんですね。真如寺の一番上、極楽寺の一番上、岩丸の上のほう、寒田はかなり元気がありますが、もう本当にそういう地域を今後どうするのか、それは難しいと思うんですけども、町長なんか方策、策はないですか。もう町長しか答える人いません。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 信田さんから策はないかといわれても、ちょっとないですね。

○議員（12番 信田 博見君） ないですか。

○町長（新川 久三君） 信田さん、一回帰ってもらうしかない。そういう、本当になかなかやっぱ利便を求めて、一回下ったらなかなか上にはもう戻ろうとしないし、そこで住む人がいなくなったらどうするかという形になれば、しかし家屋やらあるから、あと危険家屋にはならない、なるならあと管理はやっぱり相続の方がよくしてもらおうと。それも空き家バンクあたりに登録してもらえれば、ひょっとしたら都会の人が住んでいただける方もおるかも分かりませんので、もしそういう家が空いたときには、空き家バンクの登録という、それしかございませんですね。そういうことです。

○議長（武道 修司君） 信田議員。

○議員（12番 信田 博見君） そういうことですか。でも、人が住まなくなって、田んぼを作らなくなって、そうすると家の周辺は草ぼうぼう、道の両端も草ぼうぼう、田んぼの中も草ぼうぼう、木が生えてきます。ということで、もう本当人が住むことができなくなり、そこにイノシシや鹿が増えます。いいことないですよ。何とか、手を打たなければいけないんじゃないかという気はします。町長、4年間の間で何か考えてください。ないですか。ないでもいいです。しようがないです。この質問もういいです。難しいです。

次の質問に行きます。椎田駅、これは築城駅も書いています。築城駅の裏側、築城駅は海側、椎田駅は山側が裏になるんですね。築上西高校が恐らくあと何年かすれば、あと数年、5年ぐらいで出来上がるんじゃないかなと思うんですよね。できれば、それには間に合わなくても、なるべくそれに近いときまでに裏に、裏から、裏からというか、南側ですな。南側に椎田駅から下りられるように、それから西高に直通できるような、そういう道路は欲しいですね。それ、今のところ計画はあるんですか。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には、一応私の公約には上げております。一応、南北間の自由通路、それとエレベーター化、そしてそれはいわゆる南側の少しやっぱ開発をしなければいかんだろうと、このように考えておりますので、そういう形の中でデザイン等はこれから考えますが、一応、公約の中には含めておりますので、できるだけ早急にその段取りには入ってまいりたいと、このように考えておるところでございます。

○議長（武道 修司君） 信田議員。

○議員（12番 信田 博見君） 南北を自由に通行できる道路ということだろうと思うんですね。駅に乗る人とか乗らん関係なしに、南から北に、北から南に行ける道路を造りたいという、それはもう大賛成です。ぜひ、してほしいですね。できない。違う。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 跨線橋を利用して南北に通じる、そしてあとはエレベーターで上り下りするという形になろう。道路ではございません。一応、歩道をつけるという形になります。

以上です。

○議長（武道 修司君） 信田議員。

○議員（12番 信田 博見君） そういうことね。なんか、自由に南から北に、北から南に人が行ったり来たりできるのかなど。列車に乗る乗らないのは全然関係なしにできるのかなど。行橋が高架になって、下をずっと通れるようにあんな感じに欲しいですね。じゃないと、天神のあの踏切と、あと西高の斜め前のちょっと低いガードを通るしかないわけですよ。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には、私の頭にあるのは歩いて自由には南と北に行ける通路、そしてこれはエレベーターを利用するという形で考えております。

そして、切符を必要なところ、2階でそこで切符を買えばいいような状況で、あと列車に乗る人はそこから降りていくと。そういう構想を描いております。あとJR、国とのまだ補助金の一応交付の話を持っていかなきゃいけませんので、一応早急に4月以降、考えてまいりたいとこのように考えております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 信田議員。

○議員（12番 信田 博見君） 椎田駅はできるだけ早くして、西高の生徒たちも裏から、裏からというか南側から通学できるようにしてあげてほしいですね。

椎田駅もですけども、築城駅も海側というか、基地側は下りられないんですよ。なんか、航空祭のときだけはあそこに下りられるようになってはいますが、あれもやっぱり向こうに下りられるようにしてほしいですね。朝、基地に勤務に行く人が、築城駅で下りて、ずっとあそこを歩いていっています。さほどは遠くはないんですけど、それでもやっぱりかなり距離があるかなと思います。椎田をやるなら築城も裏のほうをやってほしいと、これはもう答弁いいです。ということでございます。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

.....

○議長（武道 修司君） ここで一旦休憩といたします。再開は午後2時55分からといたします。お疲れさまでした。

午後2時45分休憩

午後 2 時 55 分再開

○議長（武道 修司君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問の続きです。

次に、5 番目に、4 番、宗晶子議員。宗議員、テーブル高くないですか。

○議員（4 番 宗 晶子君） 御配慮ありがとうございます。4 番、宗晶子でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、国際女性デーでございます。なので、ミモザの花を付けてきました。日本のジェンダーギャップ指数を上げるために頑張りたいと思います。それでは質問を始めさせていただきます。

通告に基づきまして、町有地である湊 1 2 7 6—1 と湊 1 2 7 9—1 の農地一時転用について、1 2 月議会での続きでございます。1 2 月議会で町長御答弁されました。問題の土地は貸す前に建設残土で造成されており、表土も不要なので処分していた。そして造成したところを貸せと言われたので、県に相談して申請したと御答弁くださいました。これ間違いないですね。

では、通告しております内容です。農地一時転用を県に申請した日の平成 2 9 年 3 月 1 4 日、その日時点で工事発生土で田んぼを造成していたという事実を県には伝えていたのでしょうか。担当課長、御答弁お願いいたします。

○議長（武道 修司君） 鍛冶産業課長。

○産業課長（鍛冶 孝広君） 産業課、鍛冶でございます。

御質問の件について、答弁をさせていただきます。その件につきましては、1 2 月議会で答弁をいたしましたとおり、今回の申請に当たりましては、事前に県といろいろと相談をさせていただきながら申請を行ったということで聞いております。し尿処理施設の建設発生土の搬入についても、申請時点では県のほうに伝えていたということで聞いております。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（4 番 宗 晶子君） よく分かりました。県には間違いなく御相談をなさって、もう既に田んぼが工事残土で埋められているということを伝えていたということで間違いがない、そして相談したということは、申請書の内容が事実と異なっても、問題ないと県から御指導いただいたということですね。違っていたら教えてほしいんですけど、大丈夫ですね、そういうことですね。では私からも県のほうに問い合わせたいと思います。

では、前回これ答えていただけなかったので通告いたしました。当該町有地に大きなコの字型の穴が開いておりますが、これは誰が何の目的で穴をあけたのか、御回答をお願いいたします。

○議長（武道 修司君） 鍛冶産業課長。

○産業課長（鍛冶 孝広君） 産業課、鍛冶でございます。

御質問の件について答弁させていただきます。まず、農地に大きなコの字の穴が開いているということでの御質問でございますが、これは当時、まもる会さんに行政財産の使用許可をしたのは湊1276番1、湊1279番1、2筆のそれぞれ一部を必要面積だけ使用許可をしたということでございます。まもる会さんが造成をしたのは主にこれらの部分であり、また搬入をした建設発生土で2筆全てを造成することができなかった、土が足りなかったということで、結果として造成できなかった部分、それが現在コの字の状態として残っているということでございます。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） では、ちょっと次の質問にいくのが難しいのですが、確認です。

まもる会さんは一部を借りていたから、穴があいているところは借りていなかったということですよ。そして土が足りないから借りていないところを掘ったということですよ、今おっしゃったのは。行政財産使用許可、したのの一部ですね、土が足りないから掘った、その許可証とか、その土を土が足りないから、造成するために穴を掘って使ったということでもいいんですか。ですよ。もう一度確認です。

○議長（武道 修司君） 鍛冶産業課長。

○産業課長（鍛冶 孝広君） 産業課、鍛冶でございます。

まもる会さんに貸したのは、先ほど申しましたとおり2筆のうち一部を使用許可をしております。まもる会さんが造成をされるときに、当然まず表土を撤去します。その撤去した後に建設発生土を利用して造成をしたということで、一部その表土を撤去した部分が、造成をした部分よりちょっと広めに撤去をしているということで聞いております。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） ちょっと意味が分からないんですけど。撤去した部分を造成するために土をあげたということですか。貸したのは、すいません、図面を持ってきているんですけども、お貸ししたのはこの穴があるところよりもこっち側、ここだと思うんです。ここは借りてなかったと思うんです。じゃあこの土はどこに行ったんですか。それだけ教えてください。

○議長（武道 修司君） 鍛冶産業課長。

○産業課長（鍛冶 孝広君） 産業課、鍛冶でございます。

まもる会さんに貸した土地については、2筆ございまして、先ほど宗議員が言われた建物、今現在建物が建っている裏も、その左側です。そこです。その部分もお貸しをしているということで、その部分も造成をされたということなんです。ですから、そのコの字の部分については、ま

ず表土をはいで、まもる会さんに貸した使用する部分だけを、まもる会さんが後で建設発生土で造成をしたということでございます。

○議長（武道 修司君） 分かった。もう一回、鍛冶課長ちゃんと説明して。

○議員（4番 宗 晶子君） 私の時間返してください、もったいない。

○議長（武道 修司君） 八野副町長、答える。八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） 面積が約1万9,000ぐらいありまして、貸したのが約1万2,000という形で、まもる会さんがはいで造成をして、その造成の高さ約70センチぐらいあって、その1万2,000平米を造成するということについて、残った今コの字の部分についての土をはいで使ったということで、それが写真の見たとおりの穴があいているように見えたということです。別に、この後の質問にもありましたように、それを持っていったとかそういうことじゃありませんし、田んぼの中で利用して使ったということです。

以上です。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） 副町長がおっしゃるとおりだと思うんです。造成して、ここの土が足りなかったから、ここからあげたんですね、町がまもる会さんに。じゃあなんで持っているんですか。じゃあ誰が許可したんですか、ここの土掘っていいよって、借りでもない土を掘っていいよって誰が許可したんですか。お答えください。

○議長（武道 修司君） 八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） 検討委員の中での、貸すか貸さないかという公有財産検討委員会というのがございまして、私とその委員長、まとめ役ということでございまして、その土について動かすという、町が仕切ってというか、町が命令を出して動かすということになると、約1社1万円ぐらいかかるんです、土を動かすことについては。それについては、土を動かすことについては、申請業者であるまもる会さんのほうで、動かしていいよということで口頭決裁で職員には伝えました。

以上です。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） 口頭決裁ですか。じゃあ副町長がいいよって口頭決裁しちゃったんだ。私、やっぱり行政は文書でできているので、口頭じゃなくて文書残さないといけないと思います。言った言わないで、そして副町長、行政財産管理委員会ですね、それで決めたんだったら、その議事録ぐらいは残っていますよね。

○議長（武道 修司君） 八野副町長。ちょっと待って、もう一回。

○副町長（八野 紘海君） 私、事務局じゃないので分かりませんが、多分残ってないんじゃないかな

いですか。残っていたら出しますけど。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） 農地は町の財産です、土も。皆さん御存じです。口頭決裁じゃだめだし、役場の事務は全部文書を残さなくっちゃいけないんで、町長、副町長それ指導してこられているんじゃないでしょうか。

この件はいろいろ（発言する者あり）私まだしゃべっています。いろいろ言ってもしょうがないかもしれないんですけど、私こんなおもしろい答弁が議会に出てくるとは思いませんでした。どうぞ町長、しゃべってください。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には、農地農地と言うけれども、私が前回の議会から答弁しておりました。町が持てるのは農地は持てません、基本的には。だから町が買った後はもう農地、非農用地なんです、買った後は。農地は持てない。持てる条件としては、基本的には試験田とそれから市民農園、この農地しか町は持てないわけです。だから町が買った後はもう農地じゃないわけ。買ったときの理由は、それで特別措置法のきく農地で、買う場合や県の農転はいらぬという形になっております。知っています、それ。だからそれで買ったんだから、もう農地じゃないわけです。だからそこをかこつけて農地農地って。県も私は間違いと思います。一時転用しなさいという形が。だから農地でない土地を一時転用する必要はないんです、基本的には。だからそういう形の中で、質問がナンセンスな質問をしておるということが、一つ私には理解を、そういう私捉え方をしておるんで。農地でないのを農地農地という質問をしておるということは、これはちょっと私としても答えようがないという形になりますんで、そここのところは理解してください。だから町は持てる農地というのは、試験田とそれと市民農園、これしか持てないんです。それを農地農地っていうのはよしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） 私も取得したときに、ちゃんと転用手続きというか、農地から雑種地とか公園用地に転用していたらよかったと思います。だけど県には農地として申請しているんです。そしてその内容が虚偽であったと前回から指摘をしているんです。町長が私のことをナンセンスとおっしゃいましたけれども、ナンセンスなことをなさっているのはそちら側ではないでしょうか。

あと、この件についてはあともう一つだけ申し入れして、しゃべっていてもしょうがないし、時間ももったいないので終わりますけれども。12月議会、担当課長、虚偽答弁をなさいましたね。当月13日付に椎田干拓土地改良区からきちんと説明するようにと、申し入れ書が届いてい

るはずで、これには町として誠実に申し入れ書にお答えくださいますよう、この場で強く要求いたします。

では、次の質問にまいります。これも12月議会の続きです。前回、12月議会の一般質問で、要求水準書の変更に伴いまして、当初契約から削減された設備があります。つまり、契約したはずの数千万円の注水設備がこの庁舎にございません。そういう場合は、減額の変更契約手続が必要ではないかと質問しましたところ、設備削減もあれば増加もあるから、結果として相殺処理したと椎野課長御答弁くださいました。設備削減と増加のそれぞれの設備の金額を、積算等により明らかにした上で相殺処理するべきですが、その相殺処理した文書は存在しているのでしょうか。お答えください。

○議長（武道 修司君） 椎野企画財政課長。

○企画財政課長（椎野 満博君） 企画財政課、椎野でございます。

築上町新庁舎建設につきましては、デザインビルド方式、設計施工一括方式により工事を実施しております。業者選定について、プロポーザル提案方式により（「文書があるかどうか」と呼ぶ者あり）それを今、説明しているんですけど。契約を提携しておりますので、プロポーザル提案の内容につきましては概算見積もりで算出をしております。その内容で契約を締結しております。その後、設計協議、実施設計、基本設計を進めていく中で、運用コスト等を考慮しまして削除したものや要求水準書には記載がないが、町執行部等の要望により加えたものがございます。それらの実施設計に反映させまして、実施設計時に細かい工事請負書を作成をしております。その時点では要求水準書等も、まだまだ修正等ございますので、実施設計の設計時に議会にも御説明したとおり、最終的に要求水準書は最終で修正をさせていただくと御報告しております。ですので、細かい金額の変更等の分はございません。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） 細かいのはないけど、大きなのはあるんですね。そしたら大きなので結構ですので、そもそもどこが追加されたのかとか、何が削減されたのかとか、大きなのだけでいいから教えてください、設備の大きなのだけで。

○議長（武道 修司君） 椎野企画財政課長。

○企画財政課長（椎野 満博君） 企画財政課、椎野でございます。

大きなものと申しますか、契約時の設計につきましては大きく項目だけでしか出ておりませんので、雨水設備の設備費の積算というものは業者のほうにはあるんですけども、こちらのほうには提示は受けておりません。契約時はその内容では金額は工事費、大きく、部門部門の金額で積算提示をいただいております。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） 宗議員。

○議員（**4番 宗 晶子君**） 業者さん任せなんですね。じゃあ相殺処理した文書は結局あるのかないのかが私、答弁でよく分からなかったんですけど、こちらは役場側は、その相殺処理した文書を持っているんですか。

○議長（**武道 修司君**） 椎野企画財政課長。

○企画財政課長（**椎野 満博君**） 企画財政課、椎野でございます。

積算につきましては、細かい一個一個につきましては最終の積算額というものしかございませんので、一個一個の細かい金額につきましては、会社のほうでは積算をしておりますけども、こちらのほうは大きい項目でしか提示をいただいております。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） 宗議員。

○議員（**4番 宗 晶子君**） それでは、ないということですね。これは35億円の工事がかなりどんぶり勘定で行われているという大問題だと思うので、今後さらに追及させていただかないといけないと思うし、契約変更したものはコロナで期限が延びたことと、工事事務所を借りるのに500万程度増額したというのは記憶しておりますし、情報開示請求で出していたいたのは、あと建設リサイクル法に基づく契約変更だけは書面がある。だけど、中身が変わっているのに、要求水準書が変わっても契約変更がないということで、次の質問になるんですけども。

本事業は、要求水準書の変更で契約内容は結局変更になりましたね、要求水準書、途中で変えているから。要求水準書を変えるときに変更契約書というのはいらなかったんでしょうか。ないといけないと思うんですけど、いらない根拠答えてください。

○議長（**武道 修司君**） 椎野企画財政課長。

○企画財政課長（**椎野 満博君**） 企画財政課、椎野でございます。

要求水準書の変更に伴う契約はしていないとは答弁はしておりません。最終的な要求水準書の変更に伴った分については契約変更をしております。ただし、金額が増減によりまして、増減がないものでございますので、議決事項では提案はいたしておりません。

以上でございます。

○議長（**武道 修司君**） 宗議員。

○議員（**4番 宗 晶子君**） では議決ではないのは分かっているんですけども、議決でないけど、建設リサイクル法による契約変更は、契約変更手続きを書面によってしたって出していたできましたよね。ただ、要求水準書を変えたことについては何の書面も交わしていないんですか。

○議長（**武道 修司君**） 椎野企画財政課長。

○企画財政課長（椎野 満博君） 企画財政課、椎野でございます。

何遍も言っておりますけれども、要求水準書の変更に伴う契約書は交わしております。
以上です。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） では、今おっしゃったものを情報開示請求したいと思いますので、よろしくお願ひします。というのも、私が契約変更に関わる書類の全てということで情報開示請求しましたが、要求水準書を変えたときの契約変更の書面は古い要求水準書にはバツって書いてあって、新しいのは古いものから何箇所か削ったもの、大きなもの小さいもの削ったものだけが開示されましたので、新しい要求水準書は作り直したということなんですが、そのときに役場と業者様で取り交わした書面がないからここにこだわって質問しているんです。それはきちんと存在しているということですね。情報開示請求したけど出さなかったというか出し漏れたと考えていいんですか。そういうことですね。何か言いました。出してないので言っております。だから、そこピンポンとで今日の答弁から情報開示請求していただかないといけないので、よろしくお願ひします。

それでは、最後の質問にまいります。小中一貫校など、施設整備や小規模校の存続及び教育大綱、小中一貫基本方針についてということで通告させていただきました。

ハード面の小中一貫校などの施設整備、小規模校の存続、そしてソフト面の教育大綱と基本方針は整合性のある取組みになっているか。ちょっと分かりにくく質問しちゃったので、ちょっとまず一個一個、最近この学校再編に関して分かったことからちょっとひも解いていきたいと思ひます。

まず、こちら新聞記事に総合教育会議の日に記者さんたちいらっしゃっていたので、それを基にこの新聞記事が出たんだと思ひます。西日本新聞の見出しに、町教委は築城、椎田2中で再編、施設一体と分離型、25年度中に施行。2022年から24年度準備期間で、25年度施行、26年度完全実施と報道されました。毎日新聞のほうは、町は26年度から導入と報道されました。両者、西日本は町教委はスケジュールを話して、毎日新聞は町はと書いているので、ちょっと両者主語が違うんですけれども、この報道内容の再編スケジュールというのはいつ頃、どの機関、教育委員会なのか町なのか、いつ頃の機関で決定したのかを教えてくださいませんか。

○議長（武道 修司君） 久保教育長。

○教育長（久保ひろみ君） 教育委員会、久保でございます。

宗議員の御質問の件でございます。ここに新聞報道でされております築上町小中一貫教育基本方針の内容だと思っております。これにつきましては、令和4年度の教育委員会の中においてこ

これは、教育内容の小中一貫教育についての基本方針を策定いたしましたので、その内容について教育総合計画の中で、すみません、基本計画について私どもが説明した内容を新聞記事として掲載されましたので、各新聞社がそれぞれ若干、ちょっと私どもも捉えが違うなというふうに思っておりますけれども、教育内容についての部分でございますので、これは本年令和4年の2月の教育委員会の中で策定されたものでございます。

以上でございます。

○議長（**武道 修司君**） 宗議員。

○議員（**4番 宗 晶子君**） 私も総合教育会議、ちょっとしか顔を出せなかったんですけど、こういうことも一つも言われてなかったのに新聞記事に載っているから、なんでだろうと思ったんです。令和4年2月の教育委員会定例会で決められたとおっしゃいましたが、まだどこにもどうか、町からは公にはしていないし、町民にも公にもしていないんです。これは確定、教育委員会のもう決まっちゃった方針なんですか。確認をお願いします。

○議長（**武道 修司君**） 久保教育長。

○教育長（**久保ひろみ君**） 教育委員会、久保でございます。

これにつきましては、教育委員会の議案として提出いたしまして承認された事項でございます。

以上でございます。

○議長（**武道 修司君**） 宗議員。

○議員（**4番 宗 晶子君**） すごく大事なことが、まず町民にも議会にも知らせられずに新聞に載ってしまったことにも驚いておりますし、教育委員会定例会ですね、私も会議結果だけはちゃんとチェックしているんです。せっかく出してくださっているんで。ただ、会議結果だけではこういう大事なことが見えないから、決まったんだったら決まったで、やっぱり教えていただきたいというのがここで申し上げたいと思います。教育長、何かございましたら。

○議長（**武道 修司君**） 久保教育長。

○教育長（**久保ひろみ君**） 教育委員会、久保でございます。

この内容につきましては、教育内容ということで教育委員会で十分審議をして決定した事項でございます。この内容につきましては、ホームページのほうでも公開をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） 宗議員。

○議員（**4番 宗 晶子君**） こちら築上町小中一貫基本方針、拝読しました。ただ、この中には、内容については私も先ほどの質疑にもあったように、6・3制を基本として4・3・2制ということは理解できるんですけども、再編スケジュールはどこにも書いてないんです。どこか

書いているんですか。ここに書いていたら、私も新聞発表のとおりだなと思うんですけど、再編スケジュールがこの中にならちよっと気になって、この新聞報道ってちよっと誤報なのかなとか、ちよっとフライングしているんじゃないかなと思って確認させていただいているんですが、いいです、すぐ分からなかったら、厚生文教常任委員会のほうでお答えください。ちよっとこれに時間とってももったいないので、よろしくお願いします。

先日、議会のほうには、こちら新しい学びの環境整備基本計画5ページあるんです。これをいただきました。私気になるのが、この5ページなんですけれども、新しい時代に向けた築上町小中学校の在り方についてというところ、ここです。令和2年11月策定と記載されているんです。これが何なのかということを知りたいんですけれども、令和2年11月の教育委員会の会議結果には、この文言について何の記録もないんです。これがいつどこで誰が決めたものなのか、公開しているのか御答弁をいただきたいと思っているんですが、私の記憶と記録をたどると、令和2年の9月の教育委員会定例会で総合教育会議の論点について（築上町の未来の教育について）と書いてありますし、同年10月の定例会の協議事項の欄に総合教育会議での協議事項って書いています。また、令和2年11月26日と令和3年2月12日の総合教育会議では、築上町の小中学校の在り方について（案）に基づいてということで、教育委員会と町長が意見交換をしている記録がございます。

また、私この件気になったので、令和3年3月議会で教育長にお尋ねしました。新しい時代に向けた築上町小中学校の在り方（案）というのを提案し、総合教育会議で協議を今しているところですので、教育長ここで答えてくださったんですけれども、この5ページに書いてあるのは、その教育委員会の案のことなんでしょうか。ちよっと確認です。お願いいたします。

○議長（**武道 修司君**） 久保教育長。

○教育長（**久保ひろみ君**） 教育委員会、久保でございます。

宗議員、御指摘のとおり、これは新しい時代に向けた築上町小中学校の在り方についての案ということで、それを基に総合教育会議の中で協議をしていったものでございます。

○議長（**武道 修司君**） 宗議員。

○議員（**4番 宗 晶子君**） そうだろうなと思っていたんですけれども。私は、この案、公開を求めたんですけれども、教育長は厚生文教委員会にも公開していただきませんでした、その時。それがなぜかここに記載されているんです。厚生文教常任委員会とかに見せない資料をコンサルが知っていて、町民も知らない、議会も知らない、それがここに、新しい時代に向けた築上町小中学校の在り方についてということで、令和2年11月策定と書いていることはすごく残念ですし、どこにも公開しないものが書かれている基本計画なんていい加減だなんてちよっと思ってしまいます。

確認できましたので、今度はすみません、先ほど持ち出した全7ページの築上町小中一貫教育基本方針についてです。拝読させていただきました。教育委員会の基本理念とビジョンが記載されているんです。ホームページに発表されましたのは、2月21日、つい先日です。ホームページには築上町小中一貫教育基本方針を掲載しています。関連ファイルより御確認くださいとだけ書いてあって、この発表をトップページの大事なお知らせにも新着情報にもアップされていなかった。ただこっそりと更新されていたんです。私は、ここで教育委員会の皆さんの思いが伝わらないことがまず悲しくなりました。

広報3月号には、一応町長のお言葉も書いてあるんですけども、この策定まで、7ページですけれどもすごく大事な内容だと思います。ただ、12月21日継続審査、1月18日承認でたったの2回の協議しか行われていないんです。教育委員会さんの思いも見えないし、どのような審議をしたかも全く見えないです。さらに、もうちょっと嫌なことですけど申し上げますけど、2月17日、先日の総合教育会議の傍聴者配布資料の議題のどこにも築上町小中一貫教育基本方針策定とは明記していないのに、口頭ではおっしゃったかもしれません。いないのに、翌日は新聞報道されて、新聞社にはこれにない再編スケジュールまで発表されている。ホームページアップされているのは2月21日ですけれども、どうぞ見てくださいという教育委員会の思いは伝わらない。これを作るのって、いろいろ思いとか議論とか入っているはずなんですけれども、教育委員会の議事録は公開されていませんし、会議結果しか報告されないの、どのような議論があったのか、当事者のお声とか、どう集約してきたのかも全て見えません。少しで結構ですので、これ決定過程までの御説明をお願いできませんでしょうか。

○議長（武道 修司君） 久保教育長。

○教育長（久保ひろみ君） 教育委員会、久保でございます。

宗議員が御指摘で短い期間とおっしゃられますけれども、これまで教育委員会の中では、必ず今後の築上町の教育の在り方というのを協議をしてまいりまして、各委員さんから御意見をいただいていたわけですから。その内容を集約して今回の形にまとめてまいりましたので、2か月とはいえ、それまでの御意見を十分入れた中での提案でございましたので、当然教育委員さん方も御自宅のほうで十分見ていただいて、その中で様々な御意見をいただいたところです。

ですから、小学校6年、中学校3年というくくりの中にもう少し児童生徒の発達段階をしっかりと考えた、いわゆる10歳の壁、それから中1ギャップ等乗り越えられるような教育の中身ということで、十分に協議をしてきたものでございます。十分、その中身を皆さんにお伝えする機会として、今現に町民の方々、そして保護者の方々に分かるような今、リーフレットづくり等もしているところで、非常にそのところが私どもも広報があまり上手ではなかったなという反省点がありますので、これは積極的にこれから皆さん方に説明をしてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） 教育長、ありがとうございます。やっぱり議論の過程、どんな思いで作ったのか、どんな意見があったのか。教育委員さんたち私たちの代表でございます。その方たちが子どもたちにどういう思いを持ってこの計画を作ったのか、その議論過程こそすごく大事だと思いますので、教育委員会会議結果、本当は条例とかにも会議結果出す義務とかはございません。しかし親切に出してくださっているのです、もう一步踏み込んで思いを聞かせていただきたいと思います。

すみません、もう一個、嫌な質問をします。こちらの新しい学びの環境整備整備事業先導的開発事業基本計画が提案されました。町長、冒頭にある程度完成したとおっしゃいました。これが提案されたときに折本委員さんが、小中一貫について椎田地区の小規模小学校の児童が、椎田地区のみに小中一貫校に中学から統合されることを御心配くださって、具体的な質問をされていたんです。

しかし、教育長の答弁はそのときは校区の問題もあるから、その辺はまた協議をしていくことになろうと思っていますと一応答えた後に、折本委員さんがこれ500万ですよって、500万もらえるんでしょうかという御質問をされたんです。そしたらそのときに教育長はあくまでもビジョンづくりなんですと答弁されたんです。そしたら折本委員がビジョンづくりということですねと確認されまして、そしたらその後、宮内指導主事が現況を、コンセンタが足りないとかいろいろ学校の老朽化のことをいろいろ語った後に、築上町をどう育てていく、子どもたちをどう作っていくか、そういうビジョンを示してくださいということで、この企画があるわけですって語られたんです。

町長もそのときに、ちょっと私も一応申請したの私の名前になっているということで、一応ビジョンを作ると。ビジョンを作ったら、このビジョンをやっぱり地域にいかん理解していただくかということで、説明会をどんどんやっぱりやっていながら、地域の皆さんにいい考えだというふうな説明をしていながら、それを基にやりたいなと思っておりますとおっしゃいました。とっても大事なことだと思います。

もう一つ申し上げますと、令和3年6月議会、これ一般質問とかできませんでしたので、工藤議員が議案質疑で聞いてくださいました。その議案質疑の野正課長の御答弁です。今後の築上町の教育はこうあるべきだというビジョンを作っていたら、そのビジョンに基づいた学校の運営、それから学校建設をやっていくべきであろうとこのように考えておるところでございますと答弁されて、私はソフト面である、こういうビジョンビジョンっておっしゃるので、ソフト面である町の教育方針を500万円で作るんだと、6月議会の本議案に賛成したんですけれども、

そこは私も悪かったです。

ところが、よくよく資料を読んだら、計画名は環境整備事業基本計画で、企画提案書にも施設環境の整備のための基本計画と明記しているんです。要は箱物を作るための計画なんだと後で思いました。つまりハードのほうの計画を作るものなんです。ビジョンを作るんだと町長、教育長、教育課長、教育主事もおっしゃったんですけども、ちょっとだまされたのかなと思ってしまいます。

そのような点で議事録を振り返ると、誰もこの500万の予算で何を作るのか、何のための予算なのか分かってなかったのではないかなと、ちょっと疑ってしまっているところです。ビジョンとなるべきはずの築上町小中一貫教育基本方針は、教育委員会の皆さんの思いはあるかもしれませんが、教育委員会だけで、議事録だけ見たらたった2回で策定されています。

私はこのソフトの計画こそ住民の皆様と一緒に丁寧に考えるべきじゃなかったのかと思います。教育長すいません、ここで一言御意見を賜ってもいいでしょうか。

○議長（武道 修司君） 久保教育長。

○教育長（久保ひろみ君） 教育委員会、久保でございます。

今、宗議員の御指摘でございますけれども、教育委員さんというのは町民の代表というふうに先ほどもおっしゃられました。当然、そういう皆さん方の思いを地域で組んでいただいての御発言というふうに考えておりますし、特に教育内容でございますので、教育委員会のほうで十分審議をして作って、この過程については私は十分審議をして作っていったものというふうに考えております。

逆に、ここの部分を当然、皆さん方の思いや願いというのは入れる必要はあろうかと思いますが、具体的にそこに地域の方の思いが入っていないというふうには私自身は捉えていないと思っております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） 教育長、やっぱりそういうふうにおっしゃるんです。教育委員さんが地域の方の声を思って言ってらっしゃるといことも私も分かりますし、やはり元となるものは教育委員さんに作っていただくべきだと思うんですが。

お隣の豊前市です。今、こういう学校の再編の基本方針を、豊前市立の学校の再編成に関する説明会というのを市長、教育長、部課長、職員の皆様が説明に各地域翻弄されているんです。決めるのは教育委員さんでもいいかもしれませんが、もうちょっと地域の声をしっかり聞いてほしかった。そして、豊前市です。一昨日の日曜日、この地域に説明に来てくださいということで、住民要望に応じて、市長・教育長自らが出向いて説明され、市民の声をしっかりと聞きになっ

ているんです。

そういうことを振り返ると、豊前市は、1番にこういう基本方針をつくった、そして、これから、この後環境整備、ハードの、ソフトをつくってハードをつくろうとしている。

だけど、築上町は、このハードを先につくりながら、途中でこの方針が出てきたという印象を否めないし、教育大綱は来年策定ですよ、教育大綱って、それこそビジュアルイメージみたいなものなので、そんなに変わらないとは思いますが、何かちょっとその整合性について私は疑問を感じています。

まるで小中一貫校という箱物を建てるために、それ以前に策定せねばならなかった基本方針と教育大綱を、帳尻合わせで策定しているように思えてならないんです。

通告に、ハード面の小中一貫校などの施設整備・小規模校の存続、ソフト面の教育大綱・基本方針は整合性のある取組みになっているかと通告をいたしました。

今確認したことをまとめると、大切な基本方針の根幹となる教育委員会がつくってくれた新しい時代に向けた小中学校の在り方について、令和2年11月策定は公開しておらず、6月にビジョンという小中一貫校基本方針みたいなソフトなものを策定するかと思いきや、環境整備という名のハードの基本計画に着手、そして、12月に、6月から着手した環境整備計画、ハードの計画に後づけするように、教育委員会がこの小中一貫基本方針の検討をずっとしていたんですけど、私には開始したように見えます。

以上のことから、全てが箱物中心で、後づけで方針が決定している印象です。

箱物を建てることを目的にしなくて、豊前市のように、箱物も大事ですよ、だけど、方針、ソフト面のビジョンを決めてから、それも町民とともに考えてから、ハード面の箱物を計画してほしいんですけども、教育長と町長、それぞれの考えをお聞きしたいと思います。

○議長（武道 修司君） 答えられる。久保教育長。

○教育長（久保ひろみ君） 教育委員会、久保でございます。教育委員会といたしましては、やはり、本町の目指す小中学校の在り方ということで、この築上町の小中一貫教育の基本方針を示して、やはり、これから生きる子どもたち、21世紀を担う持続可能な社会の作り手となるような子どもたちを育成するためという、そこに一番の力点を持っておりますので。

当然、そのため、そういう教育を実践するための、いわゆる館というものとして、椎田中学校の耐震、それから、椎田小学校の老朽化の問題がありまして、そこと併せた形になって、そういう印象を与えたことは非常に私どもも十分でなかったなというふうに反省はしておりますけれども。

私どもは、やっぱり今、子どもたちをどう育てていくかというところを主眼に考えておりますので、特に教育委員会としては、この方針をしっかり徹底して子どもたちを育てていきたいとい

うふうに思っております。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 宗議員の質問、いつ見ても批判ばかりされて、これは私ども考えなきゃいかんかなと思っているところもございます。

しかし、椎田中学校の耐震性がない、建て替えというのは、これは前からの課題となっておりますし、椎田小学校も非常に老朽化しておるといふ、耐震はもてるんですけど、一応部屋が狭いとか、そういう問題もございます。そういう形の中で、ひとつ一緒にと。

教育指針の分は、これは教育委員会のほうでちゃんとつくってもらえるわけでございますし、私どもは、これらの予算を、必要なときには、確保を国のほうに、予算確保に参るといふのが、私の（ ）でございますして、そののところ、教育内容までは、私は踏み込むつもりはございませんので、教育委員会の執行権の問題でございますので、そこはそこで教育委員会なりに考えていただくといふのが、正しいやり方だろうと思っております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） おっしゃるとおりで、箱物と指針というのはセットでございます。

ただ、やはりこの町は、最初のボタンの掛け違えているんじゃないかなと思ってしまう。しっかりと住民の皆様説明して、これからでも遅くないので、とにかく状況は公開する、そして住民の方に説明に回るということをお願いしたいと思えます。

あと5分あります。若干ありますね。批判ばかりで本当に申し訳ないんですけど、もう1点（発言する者あり）今度頑張ります。

この整備計画なんですけど、ちょっと、やっぱりしっかりやってほしいと思う点があるんですよ。いいですか、話して。

整備計画、大事なことなんです、私、庁舎の基本計画も似たようなことを指摘したんですけど、全然何かわかってないんだと思うのが、基本計画案7ページなんですけど、よろしいですか。7ページで、基本計画、ここ赤で囲っているでしょ。

赤で囲っている3項目め、「定められた基本的な考え方について整備し」まではいいんですよ。「完成までの全体スケジュール及び概算工事費を検討します」って書いていますが、ここに書いてるのは、全体のスケジュールと、完成までのスケジュールと工事費を計算、検討するって書いていますよね。

だけど、その内容がどこにあるのかなって思って探したら、77ページ以降なんです。77ページ以降っていうのは第5章資料編になっているんです。

資料っていうことは、一般論で、検討すらできていないってことなんじゃないのかなと思って、でも、検討委員会というのは終わりましたよね。だけど、一般論だけ書けばいいんですか。

でも、この基本計画は案だから、この後まだ検討をするんですか。概算工事費とスケジュール、書いてないからちょっと心配なんですけど、大丈夫でしょうか。お答えお願いしていいですか。

○議長（武道 修司君） 野正学校教育課長。

○学校教育課長（野正 修司君） 学校教育課、野正でございます。開校までの事業スケジュールということで、79ページ、80ページに一応、事業方式により若干の差はございますけども、一応スケジュールについては記載をさせていただいております。

それから、概算金額でございますが、こちらのほうは、いろいろ金額が、その当時の資材の値上がりとかいろいろございますので、内部資料という形で、一応概算の本当の概算という形では、事務局のほうでは数字を頂いております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） ちゃんと仕事してもらって少しほっとしましたけど、一応あるんですけど、課長、これ書いているんですけど、これやっぱり資料編なんですよ。資料ということ是一般論なんですよね。だから、この資料に基づいて検討をされていなかったら、ちょっとこの計画はやばいかなと思ってしまいます。

厚生文教の委員会でもまたお答えいただければと、時間もないですので、すみません。最後の質問だけさせてください。

お隣の豊前市なんですけど、児童生徒減少の現実をしっかりと見据えまして、2020年代の学校の在り方と、2040年代の学校の在り方と、2段階に分けて市民と丁寧に相談しながら再編計画を行っているんです。

児童生徒の減少は、先ほど町長もおっしゃいましたように本町も同様でございます。出産可能な年齢の女性自体が少なくなっている。そして、その女性は今後増えることはありません。

先ほど町長も、少子化は避けられないと自覚していらっしゃるという答弁がございました。今こそ生まれる子どもが減っていく現実を見据えて、将来の教育の長期見通しが必要です。

町民に理解してもらうために、町民と丁寧に相談しながら、教育長期計画を策定すべきだと思うんですけれども、これは、町長が策定してくださいと言わないと、教育長も策定しないと思いますので、町長に答弁を求めたいと思います。教育の長期計画を策定しませんでしょうか。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 総合教育会議の中で検討をしております。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（４番 宗 晶子君） 町長、お仕事ですね、この小中一貫校に対して、予算を取りに行くのが私の大きなお仕事とおっしゃいましたが、町民の意見を丁寧に聞く、そして説明するというのも、もっともっと大事な仕事だと思いますので、それを切にお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

これで、本日の一般質問を終わります。

残りの質問については、明日９日、水曜日に行います。

○議長（武道 修司君） 本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後３時50分散会
